

第3次設樂町障害者計画・
第7期設樂町障害福祉計画・
第3期設樂町障害児福祉計画

令和6年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって

| | |
|-----------|---|
| 1 計画策定の背景 | 1 |
| 2 計画の性格 | 5 |
| 3 計画の期間 | 7 |

第2章 障害のある人を取り巻く状況

| | |
|--------------|----|
| 1 障害者手帳等の所持者 | 8 |
| 2 サービスの利用者 | 18 |

第3章 第3次障害者計画

| | |
|------------------------------|----|
| 1 基本理念 | 22 |
| 2 基本目標 | 23 |
| 3 施策体系 | 25 |
| 4 施策の基本方針 | 26 |
| I 障害のある人と共に生きるためのまちづくり | 26 |
| II 障害のある人が自立して平等に暮らすためのまちづくり | 31 |
| III 障害のある人の社会参加に向けたまちづくり | 37 |

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 基本理念 | 44 |
| 2 基本目標 | 44 |
| 3 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績 | 46 |
| 4 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標 | 49 |
| 5 サービスの体系 | 55 |
| 6 障害福祉サービス等 | 57 |
| I 訪問系サービス | 57 |
| II 日中活動系サービス | 59 |
| III 居住系サービス | 68 |
| IV 相談支援 | 72 |

| | | |
|-----|--------------------|----|
| V | 障害福祉サービス等の質の向上 | 74 |
| 7 | 地域生活支援事業 | 75 |
| I | 必須事業 | 75 |
| II | 任意事業 | 81 |
| 8 | 障害児通所支援等 | 83 |
| I | 障害児通所支援 | 83 |
| II | 障害児相談支援等 | 85 |
| III | 障害のある児童の子ども・子育て支援等 | 87 |

第5章 計画の推進に向けて

| | | |
|---|------|----|
| 1 | 推進体制 | 88 |
| 2 | 進捗管理 | 89 |

参考資料

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 計画策定の経過 | 90 |
| 2 | 設楽町障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会 | 91 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 障害のある人を取り巻く環境の変化

昭和56（1981）年の国際障害者年を契機に、障害のある人の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが始まってから、40年が経過しました。この間、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しました。

我が国においては、「完全参加と平等」をめざして障害のある人に関する施策（以下「障害者施策」といいます。）が進められる中、平成5（1993）年に、障害のある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、昭和45（1970）年に制定された「心身障害者対策基本法」が抜本改正され、「障害者基本法」が制定されました。この法律において市町村の努力義務とされた障害者計画の策定は、平成16（2004）年の改正により平成19（2007）年4月から義務づけられることとなりました。

障害のある人に対する福祉サービスの変遷については、平成15（2003）年に、従来の「措置制度」から、利用者の自己決定を重視した契約制度である「支援費制度」に移行され、サービスの充実が図られました。しかし、サービスの利用者が急増したことや精神障害のある人がサービスの対象になっていなかったこと、施設入所者の地域生活への移行や就労の支援などの課題に対応するため、平成18（2006）年に、「障害者自立支援法」が施行され、サービス体系の再編などが図られるとともに、市町村に障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す障害福祉計画の策定が義務づけられました。平成25（2013）年には、「障害者自立支援法」は見直され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）として施行され、難病患者等がサービスの対象となるなど、サービスの充実が図られました。平成28（2016）年には、「障害者総合支援法」施行後3年を目途としたサービスのあり方等の見直しを踏まえ、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、サービスの拡充が図られるとともに、市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

障害のある人の外出時の障壁を除去するための環境整備については、平成6（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。平成18（2006）年には、この2つの法律を一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）が施行され、公共的建築物や公共交通機関等におけるバリアフリー化が進められました。このように、障害のある人が日常生活や社会生活をおくる上で必要なサービスの提供や環境整備が進められたものの、社会的障壁の解消までには至っていません。

国際社会においては、平成18（2006）年に、国際連合により、障害のある人の権利や尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約として「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択され、平成20（2008）年から発効されています。

我が国においては、平成19（2007）年の同条約の署名以降、条約の締結に向けた国内法の整備が進められてきました。平成23（2011）年には、「障害者基本法」が改正され、障害のある人の定義を見直すとともに、障害を理由とする差別などによる権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止などが基本原則に盛り込まれました。また、同年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成24（2012）年に施行されました。さらに、平成25（2013）年には、「障害者基本法」の差別の禁止に関する基本原則を具体化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定され、障害のある人から何らかの配慮を求められた場合に、過重な負担がない範囲で社会的障壁を除去するために必要かつ合理的な配慮を行う「合理的配慮」について、行政機関等には義務、事業者には努力義務とされました。

このほか、平成17（2005）年には「発達障害者支援法」、平成25（2013）年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）が施行されました。また、同年には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されるなど、障害のある人の人権の尊重などについて、着実な取り組みが進められてきました。

こうした国内法の整備などを経て、我が国は、平成26（2014）年1月に「障害者権利条約」を批准し、同年2月に効力を発することとなり、平成28（2016）年4月の障害者差別解消法の施行を迎えました。

これらを受け、発達障害のある人への支援の一層の充実を図るため、同年に「発達障害者支援法」が改正されたほか、平成30年（2018）には、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の契機もとらえ、「心のバリアフリー」の推進を図るため、「バリアフリー法」が改正されました。また、同年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されるなど、障害のある人の社会参加を図る環境整備も進められつつあります。

元号が改まり「令和」となってからも国内法の整備は進められ、令和3（2021）年に、「合理的配慮」について事業者にも義務とするため、「障害者差別解消法」が改正されました。また、この前後、令和元（2019）年には読書環境における障壁の除去を進めるための「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」といいます。）、令和4（2022）年には情報の取得や意思疎通における障壁の除去を進めるための「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」といいます。）が制定、施行されました。

令和4（2022）年に開催された国際連合の障害者の権利に関する委員会においては、こうした取り組みに対して一定の評価がなされた一方で、障害のある児童への発達支援のあり方の改善など、さまざまな意見が示されました。

これを受け、我が国では、令和5（2023）年に「障害者基本計画（第5次）」を策定し、世界に誇れる共生社会の実現をめざし、さらなる取り組みが進められています。

(2) 設楽町の取り組み

このように、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化する中、設楽町は、平成17（2005）年の津具村との合併（新設）を経て、平成19（2007）年に、「障害者自立支援法」に基づき、3年を1期とする「第1期設楽町障害福祉計画」を策定しました。続いて、平成21（2009）年には「第2期設楽町障害福祉計画」、平成24（2012）年には「第3期設楽町障害福祉計画」を策定し、これにあわせて「障害者基本法」に基づき、障害者施策の基本的な指針となる「設楽町障害者計画」を策定しました。

その後、平成27（2015）年の「第4期設楽町障害福祉計画」の策定を経た平成30年（2018）年には、第2次となる「設楽町障害者計画」とともに、福祉サービス分野における実施計画である「第5期設楽町障害福祉計画」と「児童福祉法」に基づく「第1期設楽町障害児福祉計画」を一体的に策定しました。続いて、令和3（2021）年には、「第6期設楽町障害福祉計画・第2期設楽町障害児福祉計画」を策定しました。

こうした経過を踏まえ、めまぐるしく変わる法制度に対応するとともに、より一層障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、第3次となる「設楽町障害者計画」と「第7期設楽町障害福祉計画・第3期設楽町障害児福祉計画」を一体的に策定します。

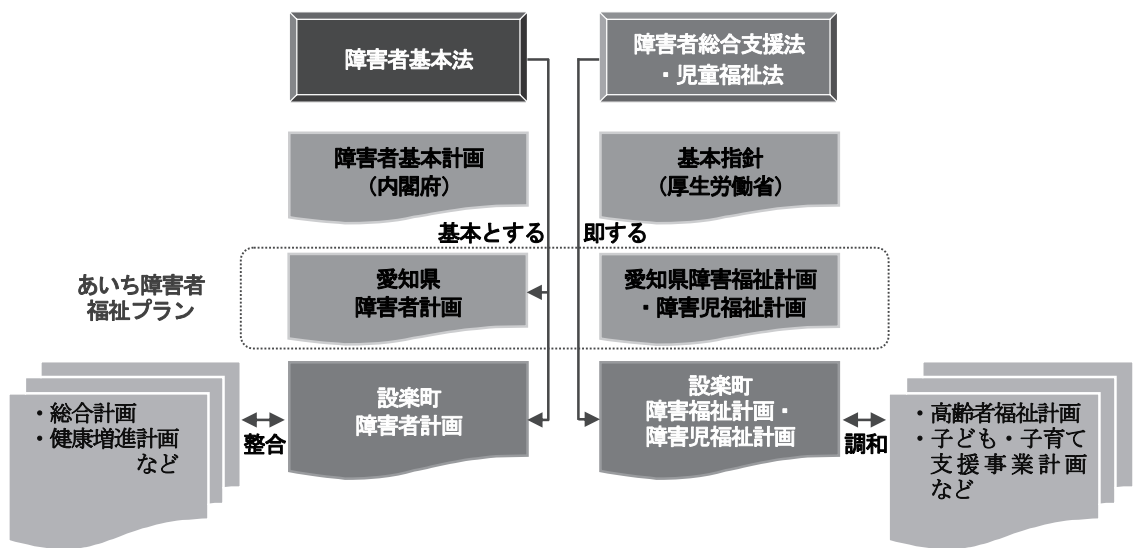
2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

「第3次設楽町障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく市町村障害者計画として、国の障害者基本計画（第5次）や愛知県の障害者計画を踏まえつつ、設楽町における障害者施策の基本的な指針を示す計画で、「設楽町総合計画」をはじめ、健康増進計画など、関連する計画と整合を図りつつ、策定し、推進していきます。

「第7期設楽町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画として、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）を踏まえ、設楽町における令和6（2024）年度から3年間の障害福祉サービスなどの見込量とその確保策などを示す計画です。「第3期設楽町障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画として、同じく国が示す基本指針を踏まえ、設楽町における令和6（2024）年度から3年間の障害児通所支援などの見込量とその確保策などを示す計画です。ともに、「第3次設楽町障害者計画」の福祉サービス分野における実施計画としての性格を有し、高齢者福祉計画や子ども・子育て支援事業計画など、関連する計画との調和を図りつつ、策定し、推進していきます。

図表 1-1 計画の位置づけ



(2) 計画の範囲

「第3次設楽町障害者計画」と「第7期設楽町障害福祉計画・第3期設楽町障害児福祉計画」における障害のある人とは、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病患者、小児慢性特定疾病患者等で、障害のある児童を含みます。

なお、「第3期設楽町障害者計画」は、福祉のみならず、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、障害者施策全般について示す計画であり、その推進にあたっては、障害の有無にかかわらず、広く町民の理解と協力が不可欠です。したがって、設楽町民のすべてが対象となります。

3 計画の期間

「第3次設楽町障害者計画」の期間は、障害者施策を中長期に見据えつつ、今後3年ごとに策定が見込まれる障害福祉計画・障害児福祉計画とともに、中間見直しを図られるよう、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

「第7期設楽町障害福祉計画・第3期設楽町障害児福祉計画」の期間は、国が示す基本指針に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間となります。

図表 1-2 計画の期間

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|--------------------------|-------|-------|---------------------------|-------|--------------|--------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 国 | 障害者基本計画（第4次） | | | | | 障害者基本計画（第5次） | | | | | | |
| | 第3期障害者計画 ※平成28年度～ | | | あいち障害者福祉プラン （第4期障害者計画） | | | | | | | | |
| 愛知県 | 第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画 | | | 第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画 | | | 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画 | | | | | |
| | （第2次）障害者計画 | | | | | | 第3次障害者計画 | | | | | |
| 設楽町 | 第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画 | | | 第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画 | | | 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

第2章 障害のある人を取り巻く状況

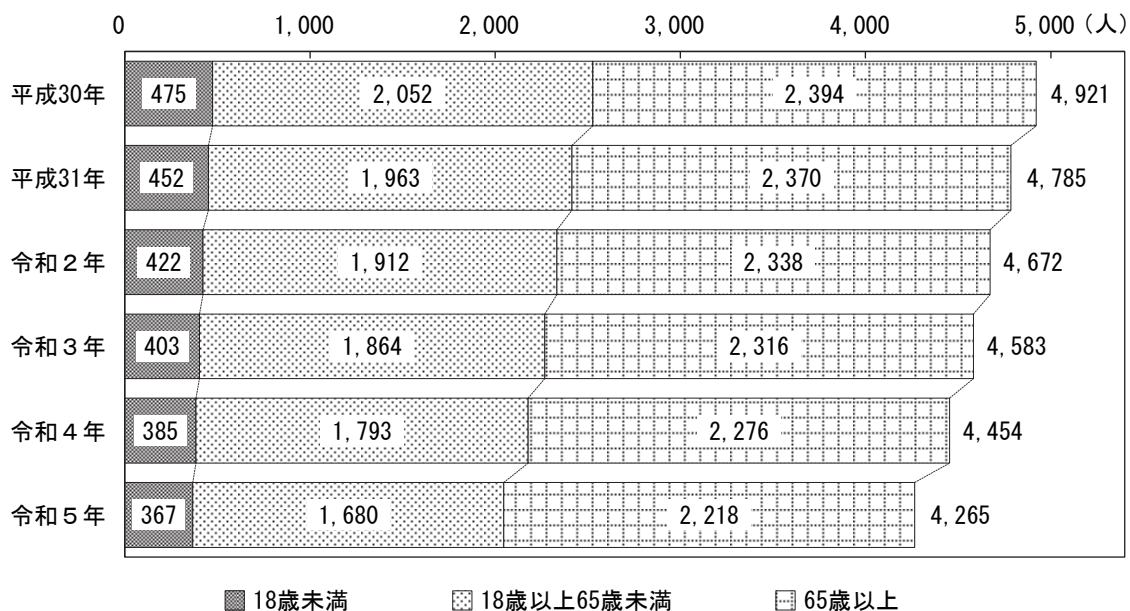
1 障害者手帳等の所持者

(1) 人口

令和5年4月1日現在、設楽町の人口は4,265人で、年々減少しています。

年齢階層別にみると、18歳未満は367人（8.6%）、18歳以上65歳未満は1,680人（39.4%）、65歳以上は2,218人（52.0%）で、いずれも減少傾向にあります。

図表2-1 人口の推移（各年4月1日現在）



資料：設楽町住民基本台帳

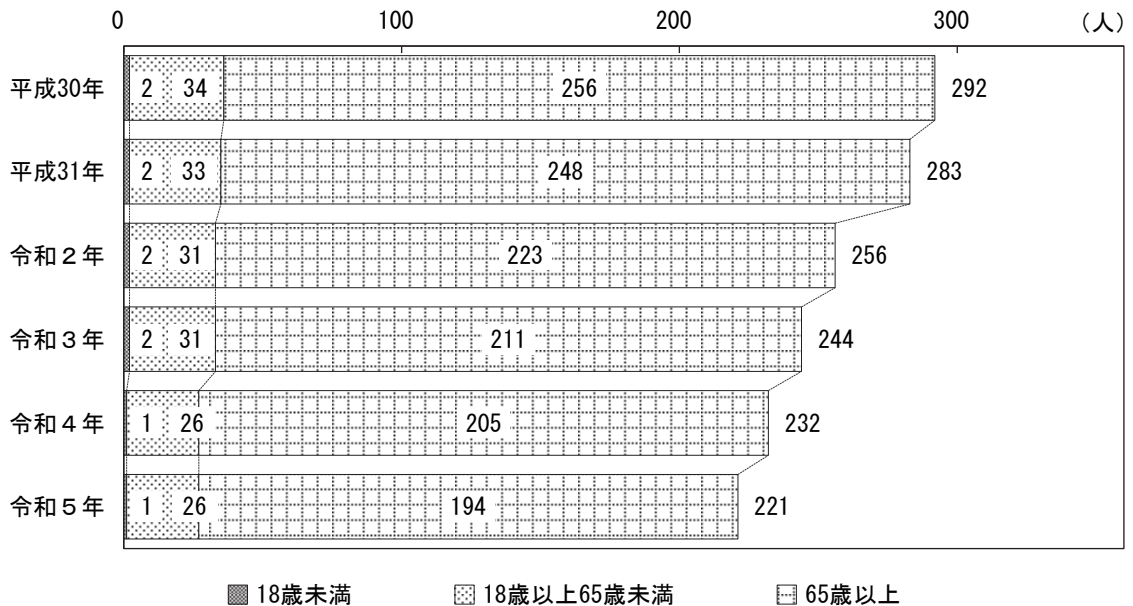
(2) 障害者手帳等の所持者数

① 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能の障害のある人に対して、都道府県等より交付されます。

令和5年4月1日現在、設楽町の身体障害者手帳所持者は221人で、年々減少しています。年齢階層別にみると、18歳未満は1人（0.5%）、18歳以上65歳未満は26人（11.8%）、65歳以上は194人（87.8%）で、特に65歳以上が減少しています。

図表2-2 身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：設楽町町民課

令和5年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数を障害の種類別にみると、肢体不自由が102人(46.2%)と最も多く、次いで、内部障害が94人(42.5%)となっています。障害の等級別では、重度障害(1・2級)が98人と、全体の44.3%を占めています。

図表2-3 身体障害者手帳所持者の障害の種類別・等級別構成(令和5年4月1日現在)

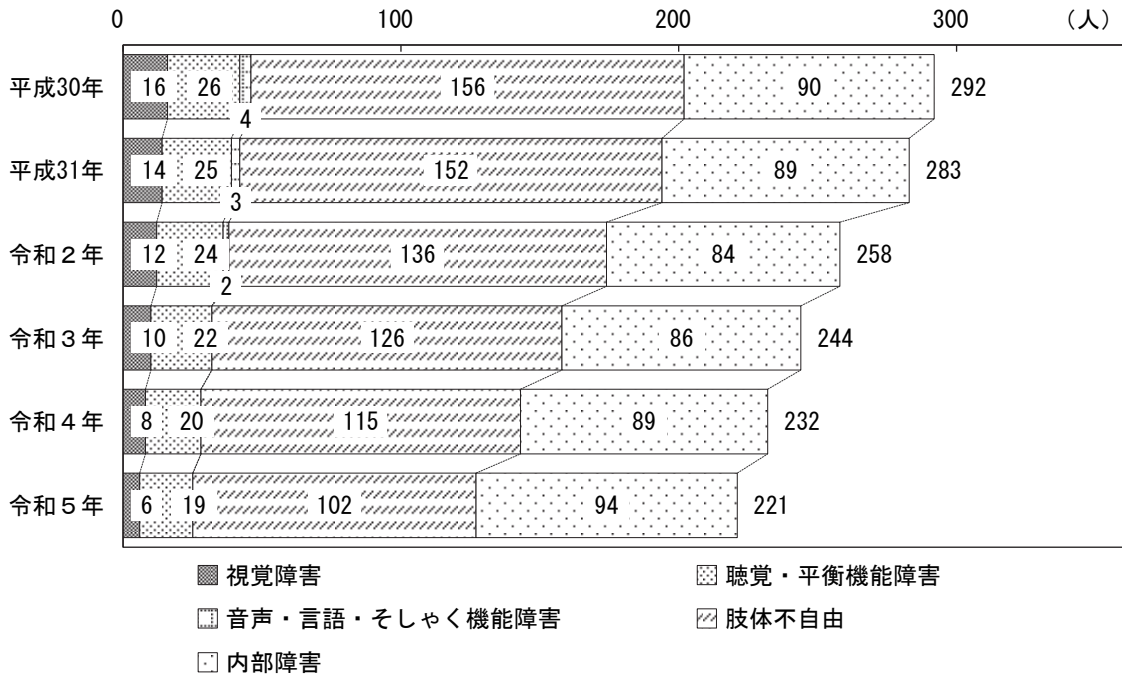
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 合計 |
|------------------------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 視覚障害 | 2 | - | 3 | - | 1 | - | 6 |
| | 33.3 | - | 50.0 | - | 16.7 | - | 100 |
| 聴覚・平衡 機能障害 | 1 | 4 | 6 | 3 | | 5 | 19 |
| | 5.3 | 21.1 | 31.6 | 15.8 | | 26.3 | 100 |
| 音声・言語 ・そしゃく 機能障害 | - | - | - | - | - | - | - |
| | - | - | - | - | - | - | - |
| 肢体不自由 | 16 | 21 | 31 | 22 | 8 | 4 | 102 |
| | 15.7 | 20.6 | 30.4 | 21.6 | 7.8 | 3.9 | 100 |
| 内部障害 | 54 | - | 17 | 23 | - | - | 94 |
| | 57.4 | - | 18.1 | 24.5 | - | - | 100 |
| 合計 | 73 | 25 | 57 | 48 | 9 | 9 | 221 |
| | 33.0 | 11.3 | 25.8 | 21.7 | 4.1 | 4.1 | 100 |

※上段の単位は人、下段は障害の種類別ごとの等級別構成比(%)

資料：設楽町町民課

障害の種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、特に、肢体不自由が減少している一方、内部障害のある人が増加傾向にあります。

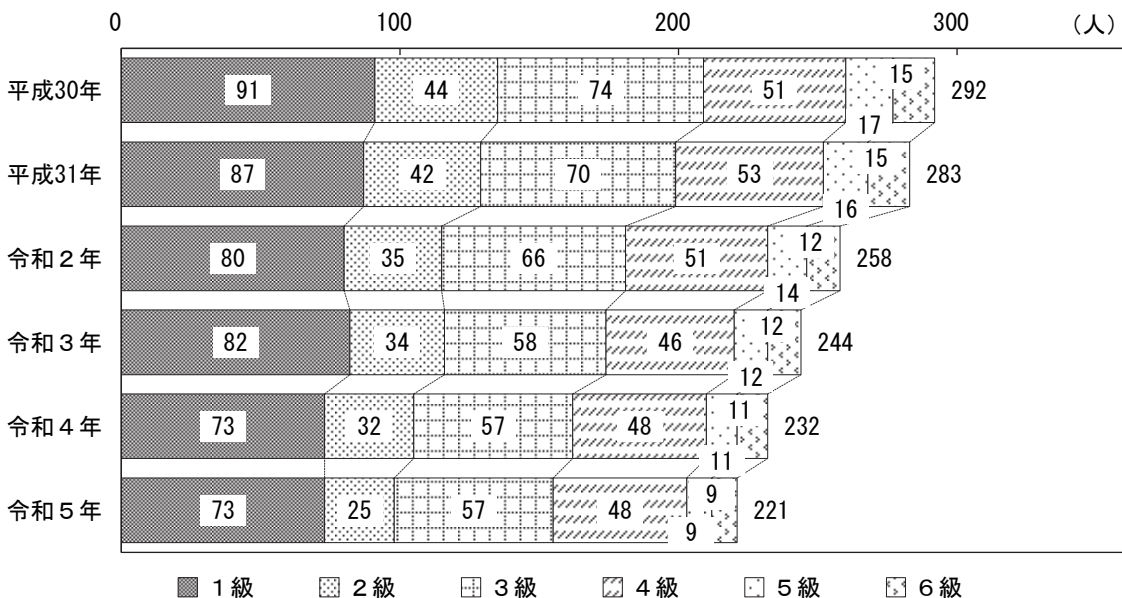
図表2-4 身体障害者手帳所持者の障害の種類別構成の推移（各年4月1日現在）



資料：設楽町町民課

障害の等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、1・2級の重度も減少傾向にあります。

図表2-5 身体障害者手帳所持者の障害の等級別構成の推移（各年4月1日現在）



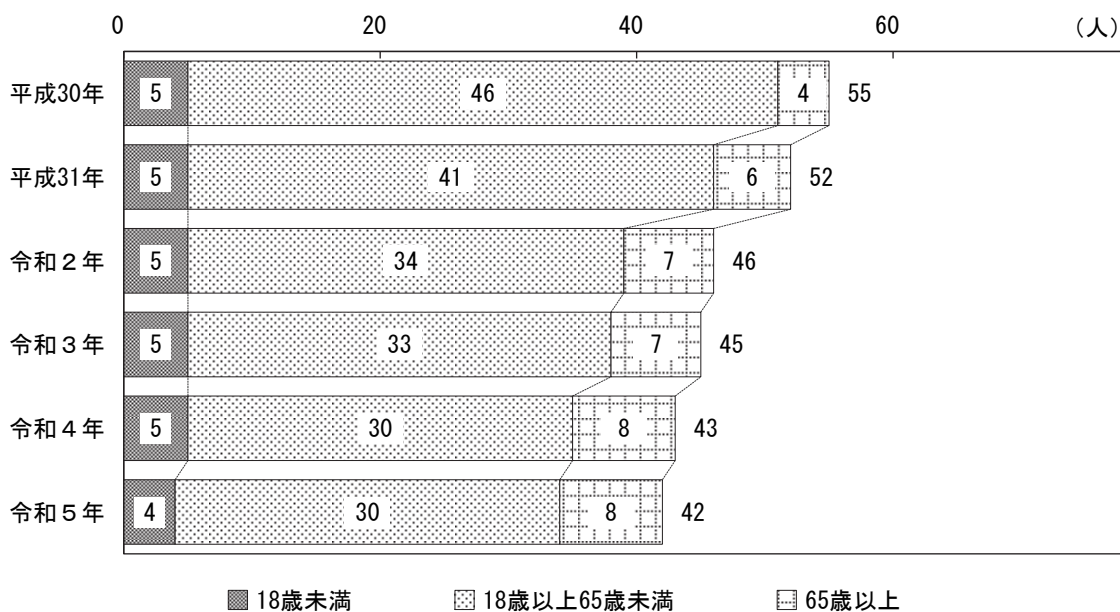
資料：設楽町町民課

② 療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された者に対して、居住地の市町村を通じて都道府県等より交付されます。

令和5年4月1日現在、設楽町の療育手帳所持者は42人で、減少しています。年齢階層別にみると、18歳未満は4人（9.5%）、18歳以上65歳未満は30人（71.4%）、65歳以上は8人（19.0%）で、特に、18歳以上65歳未満が減少し、65歳以上が増加しています。

図表2-6 療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：設楽町町民課

令和5年4月1日現在の療育手帳所持者数を等級別にみると、重度（A）の障害は19人で、全体の45.2%を占めています。

図表2-7 療育手帳所持者の年齢階層別・等級別構成（令和5年4月1日現在）

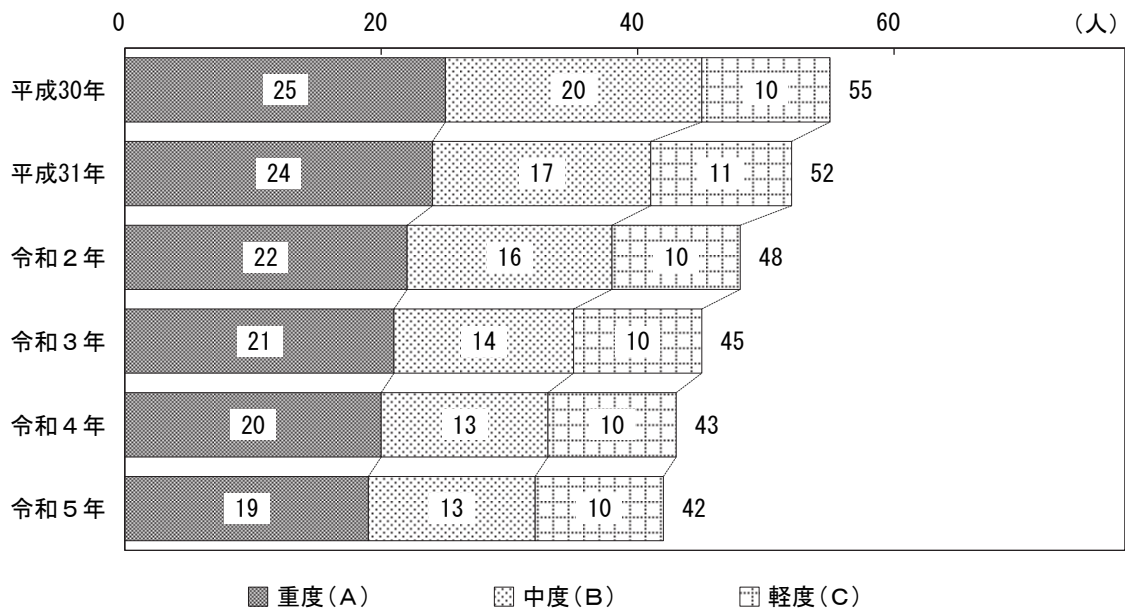
| | A | B | C | 合計 |
|----------------|------|------|------|-----|
| 18歳未満 | 2 | 1 | 1 | 4 |
| | 50.0 | 25.0 | 25.0 | 100 |
| 18歳以上 65歳未満 | 15 | 6 | 9 | 30 |
| | 50.0 | 20.0 | 30.0 | 100 |
| 65歳以上 | 2 | 6 | - | 8 |
| | 25.0 | 75.0 | - | 100 |
| 合計 | 19 | 13 | 10 | 42 |
| | 45.2 | 31.0 | 23.8 | 100 |

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比（%）

資料：設楽町町民課

障害の等級別に療育手帳所持者数の推移をみると、重度（A）は減少しています。

図表2-8 療育手帳所持者の障害の等級別構成の推移（各年4月1日現在）



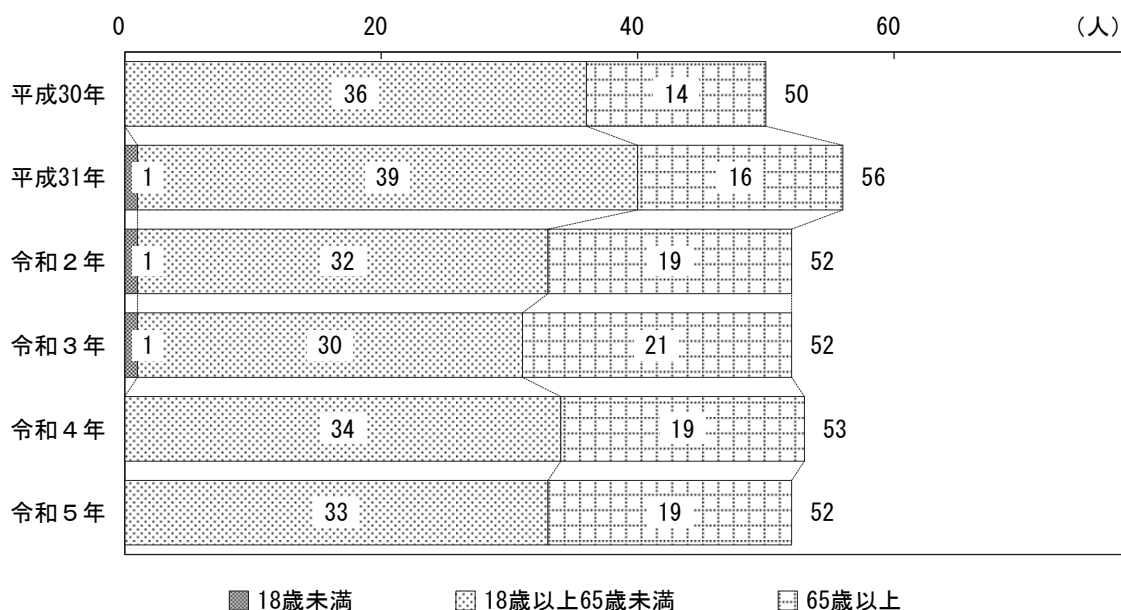
資料：設楽町町民課

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあると認定された者に対して、居住地の市町村を通じて都道府県等より交付されます。

令和5年4月1日現在、設楽町の精神障害者保健福祉手帳所持者は52人で、横ばいで推移しています。年齢階層別にみると、18歳以上65歳未満が33人（63.5%）、65歳以上が19人（36.5%）で、18歳未満の所持者はいません。

図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：設楽町町民課

令和5年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別に見ると、1・2級が45人で、全体の86.5%占めています。

図表2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層別・等級別構成
(令和5年4月1日現在)

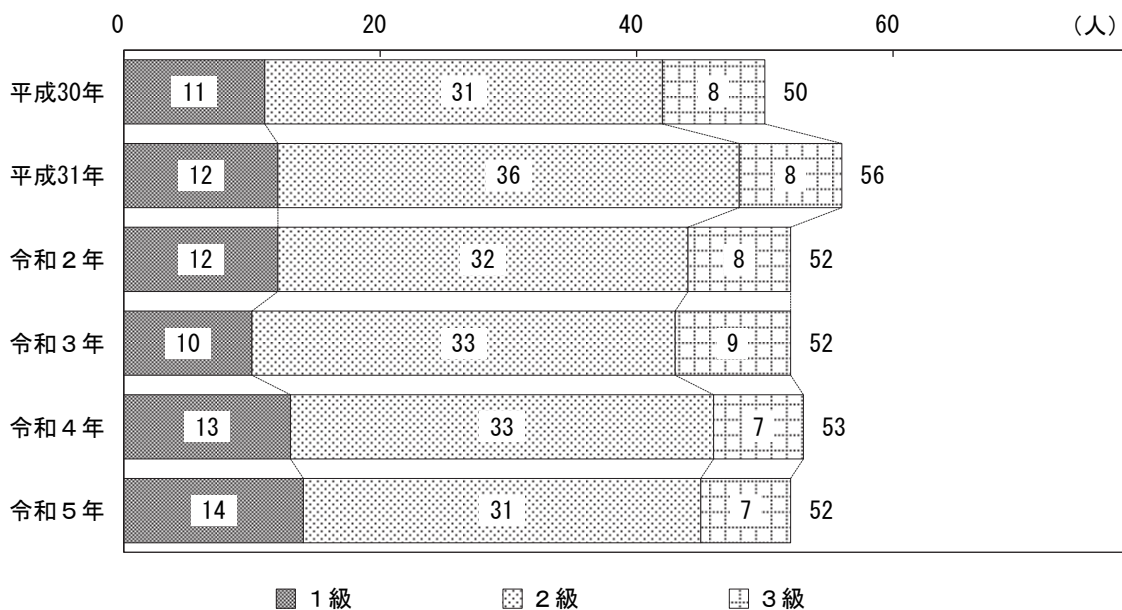
| | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 合計 |
|----------------|------|------|------|-----|
| 18歳未満 | - | - | - | - |
| | - | - | - | - |
| 18歳以上 65歳未満 | 4 | 22 | 7 | 33 |
| | 12.1 | 66.7 | 21.2 | 100 |
| 65歳以上 | 10 | 9 | - | 19 |
| | 52.6 | 47.4 | - | 100 |
| 合 計 | 14 | 31 | 7 | 52 |
| | 26.9 | 59.6 | 13.5 | 100 |

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比(%)

資料：設楽町町民課

障害の等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、1級が増加傾向にあります。

図表2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者の障害の等級別構成の推移（各年4月1日現在）



資料：設楽町町民課

④ 難病患者

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち国が指定する特定の疾病の患者に対して医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

令和5年3月31日現在、設楽町の特定医療費（指定難病）の受給者は20人です。なお、特定医療費（指定難病）は338の疾病が対象となっていますが、障害者総合支援法では366の疾病が対象となっています。

⑤ 小児慢性特定疾病患者

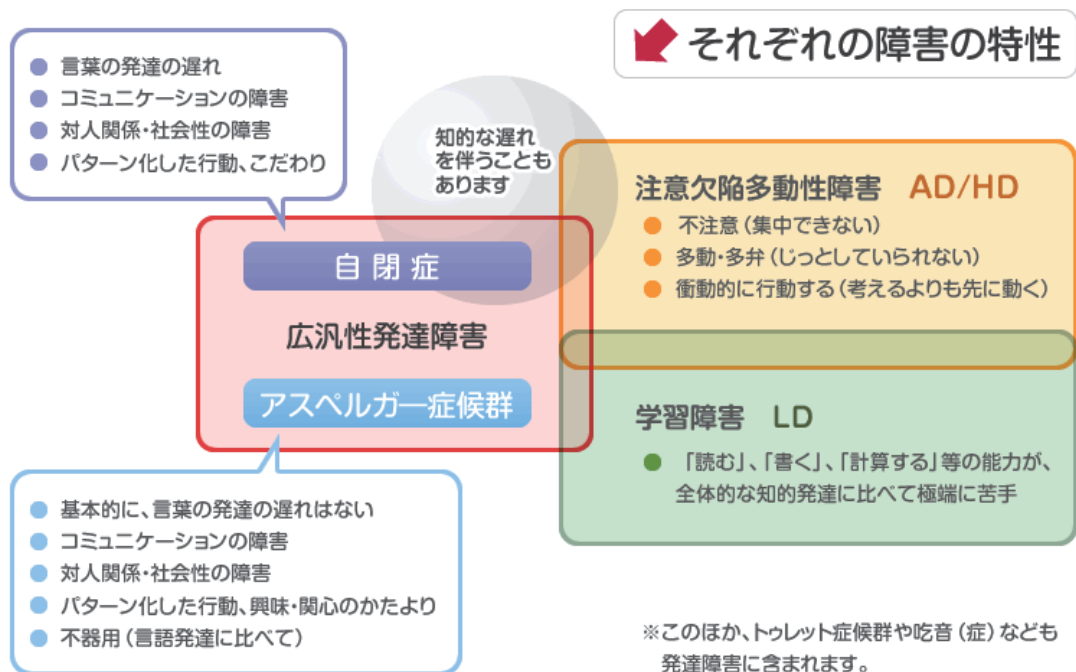
治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。

令和5年3月31日現在、設楽町の小児慢性特定疾病医療費の受給者は2人です。なお、小児慢性特定疾病医療費は788の疾病が対象となっています。

⑥ 発達障害のある人

発達障害は、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害で、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障害ではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障害と呼ばれることもあります。

発達障害は、知的障害を伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいることから、発達障害のある人の数を正確に把握することは困難な状況です。



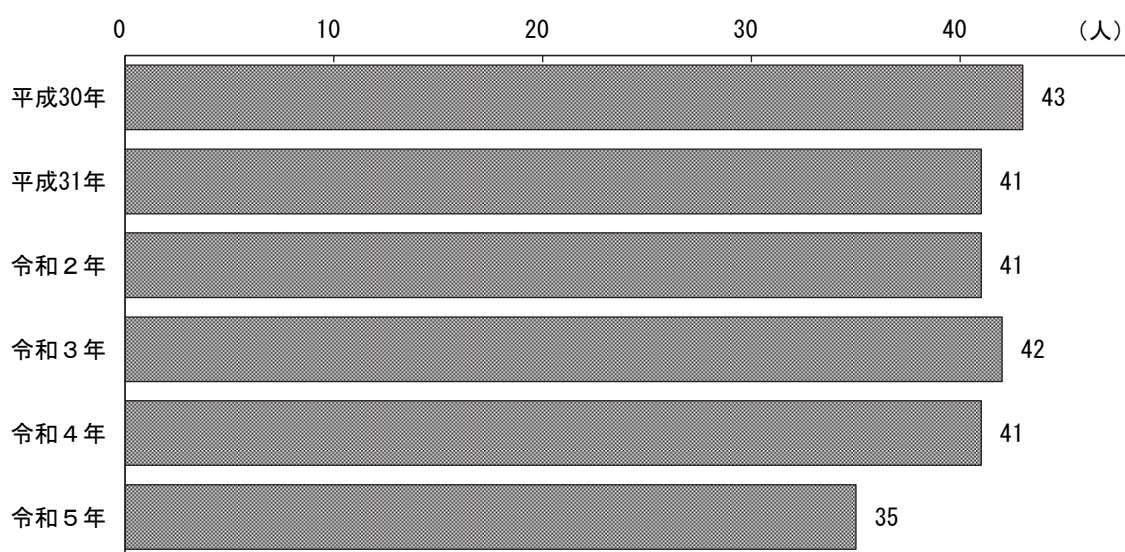
資料：政府広報オンライン

2 サービスの利用者

(1) 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを利用するためには、市町村からサービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年4月1日現在、設楽町の障害福祉サービス支給決定者は35人で、減少傾向にあります。

図表2-12 障害福祉サービス支給決定者数の推移（各年4月1日現在）



資料：設楽町町民課

(2) 障害支援区分認定者

障害福祉サービスのうち、図表2-13のサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要となります。障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1から6までとなっています。令和5年4月1日現在、設楽町の障害支援区分認定者は32人で、障害福祉サービス支給決定者数の91.4%を占めています。このうち、区分6は11人（31.4%）となっています（図表2-14）。

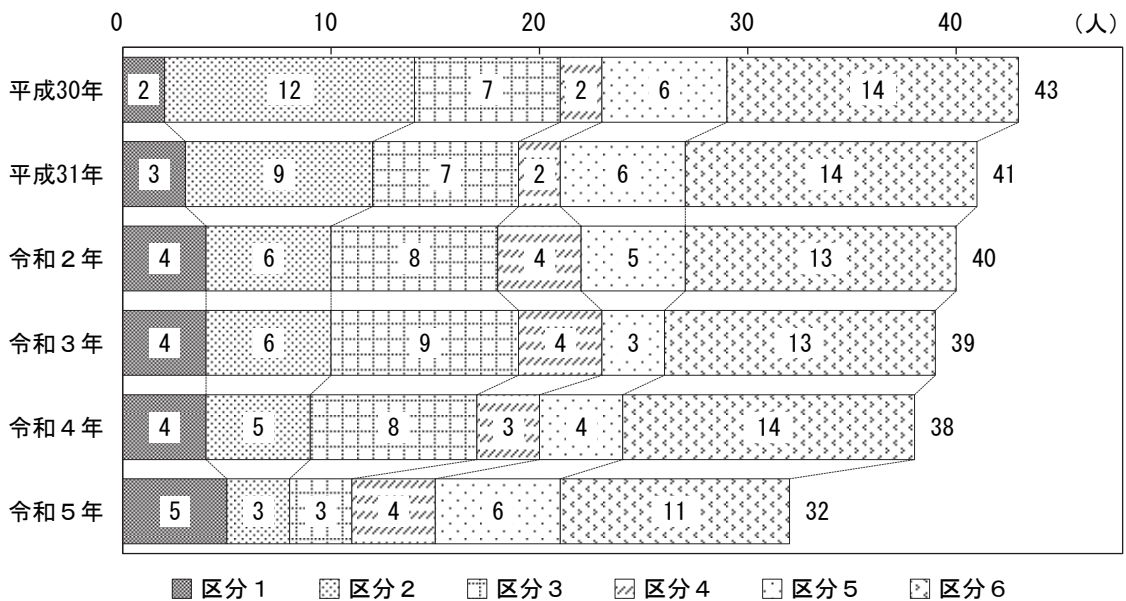
障害支援区分認定者は、18歳以上の障害のある人です。18歳未満の障害のある児童は、発達段階にあり、時間の経過とともに障害の状態が変化すること、乳児期は通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなど、検討課題が多く、現段階では使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていません。

図表2-13 障害支援区分の認定が必要なサービス

| サービス名 | 該当区分 |
|---------------------|-----------------------------|
| 居宅介護 | 区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上） |
| 重度訪問介護 | 区分4以上 |
| 同行援護 | 支援の度合いに応じて、区分認定が必要 |
| 行動援護 | 区分3以上 |
| 重度障害者等包括支援 | 区分6 |
| 生活介護 | 区分3以上（50歳以上は区分2以上） |
| 療養介護 | 区分5以上 |
| 短期入所 | 区分1以上 |
| 施設入所支援 | 区分4以上（50歳以上は区分3以上） |
| 共同生活援助 （グループホーム） | 入浴、排泄又は食事等の介護を伴う場合、区分認定が必要 |

※サービスの利用にあたっては、区分の認定に加え、該当条件がある場合もあります。

図表2-14 障害支援区分認定者数の推移（各年4月1日現在）

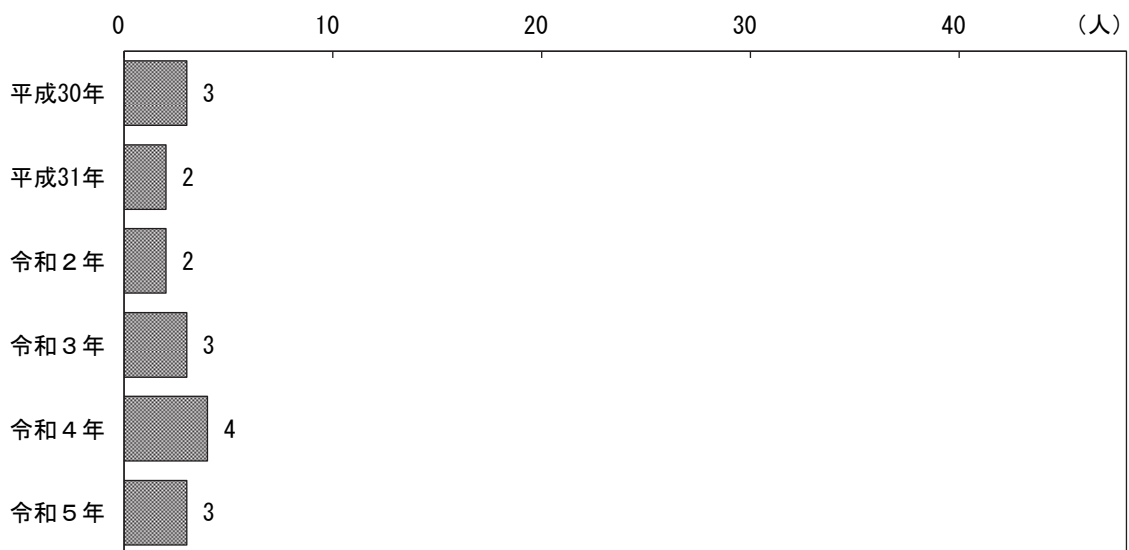


資料：設楽町町民課

(3) 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業や日中一時支援事業等を利用するためには、市町村からサービスの利用決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年4月1日現在、設楽町の地域生活支援事業利用決定者は3人で、少数となっています。

図表 2-15 地域生活支援事業利用決定者数の推移（各年4月1日現在）

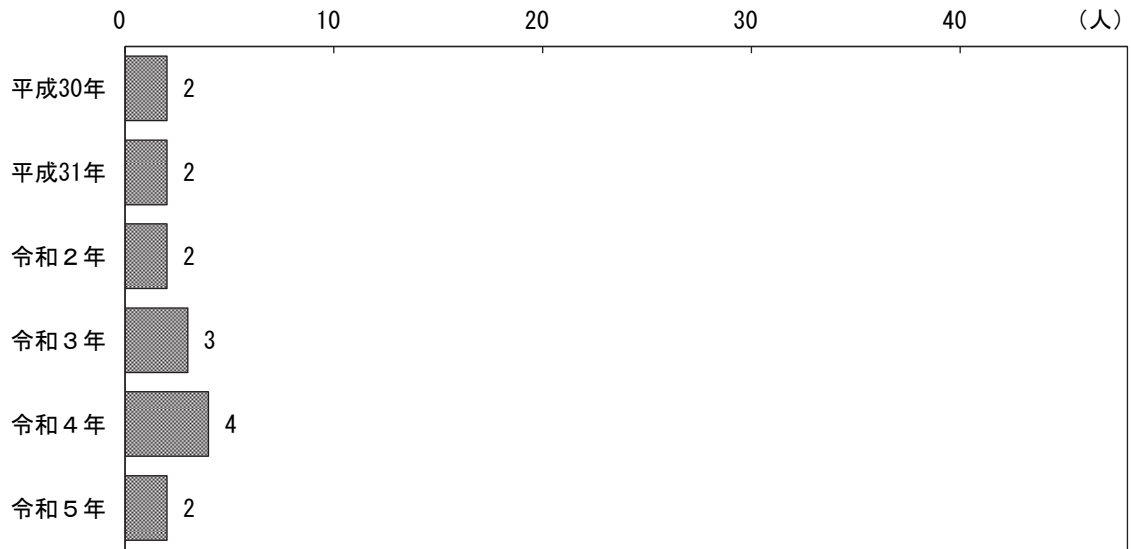


資料：設楽町町民課

(4) 障害児通所支援支給決定者

障害児通所支援を利用するためには、市町村からサービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年4月1日現在、設楽町の障害児通所支援支給決定者は2人で、少数となっています。

図表 2-16 障害児通所支援支給決定者数の推移（各年4月1日現在）



資料：設楽町町民課

第3章 第3次障害者計画

1 基本理念

わたしたちが暮らす設楽町では、これまで、障害者福祉の基本的な考え方として「ノーマライゼーション」を掲げ、障害のある人もない人も同じように家庭や地域で日常生活や社会生活をおくることができるよう、先人たちにより、たゆまぬ努力が重ねられてきました。

また、この間の障害者権利条約や障害者基本法などの制定により、国内外では「インクルージョン」が唱えられるようになりました。「インクルージョン」とは、障害のある人を含むすべての人を地域社会で受け入れ、共に暮らしていくという考え方で、障害者権利条約や障害者基本法などの理念にも掲げられています。

このような中においても、障害のある人は、今なお差別されることもあり、理解の不足から、あるべき配慮を受けられない状況に遭遇することもあります。

障害のある人が地域社会の主体として日常生活や社会生活をおくるためには、町民一人ひとりが障害について理解を深め、障害のある人への配慮に心がけていく必要があります。それにより、障害のある人とない人とが「共に支えあう」ことのできる平等な社会が形成されます。

設楽町では、これまでの「障害者計画」において、障害のある人が自立し、平等に生活をおくることができるよう、町民が共に支えあうまちづくりに取り組んできました。第3次障害者計画においても、この理念を継承し、障害者施策の一層の推進を図ることにより、障害のある人もない人も、尊重しあい、心豊かに生活をおくることができるまちをめざしていきます。

**障害のある人が自立して平等に生活をおくることができる
町民が共に支えあうまちづくり**

※「自立」とは、「他の援助を受けずに自分の力で身を立てること」の意味ですが、福祉分野では、人権意識の高まりやノーマライゼーションの考え方の普及を背景に、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」、「障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加すること」の意味としても用いられています。

2 基本目標

基本目標Ⅰ 障害のある人と共に生きるためのまちづくり

障害のある人が、地域社会を形成するひとりの町民として、日常生活や社会生活をおくるためには、障害のあるなしにかかわらず、地域社会の主体として互いを尊重する環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、障害についての理解や障害のある人への配慮の促進に取り組むとともに、障害のある人も障害のない人と同じように活動できるよう、情報や意思疎通、施設、移動のバリアフリー化に努めるなど、ユニバーサルデザインの普及に取り組みます。

➤ 基本目標Ⅰを構成する施策分野

- ・ 障害のある人への理解の啓発と配慮の促進
- ・ ユニバーサルデザインの普及

基本目標Ⅱ 障害のある人が自立して平等に暮らすためのまちづくり

障害のある人が、地域社会を形成するひとりの町民として、自分らしく日常生活をおくるためには、生活のあり方を自ら選択、決定でき、その生活を向上、持続していく必要があります。

そのため、障害福祉サービス等や保健・医療などを円滑に提供するなど、障害のある人の日常生活を支える取り組みと権利擁護を推進します。なお、障害のある人の生活支援にあたっては、障害の重度化や重複化、障害のある人とその家族の高齢化、親亡き後などを見据え、切れ目ない相談支援に取り組みます。

➤ 基本目標Ⅱを構成する施策分野

- ・ 日常生活の支援
- ・ 保健・医療の提供

基本目標Ⅲ 障害のある人の社会参加に向けたまちづくり

障害のある人が、地域社会を形成するひとりの町民として、地域社会におけるさまざまな活動に参加するためには、療育・教育の段階から、さまざまな機会や交流を通じ、共に活動、活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、乳幼児期から学校卒業後までの発達段階に応じたきめ細かな支援など、安心して子育てできる環境づくりに取り組み、将来の就労やスポーツ、文化芸術活動などの社会参加につなげます。また、地震や集中豪雨等による大規模災害の発生など、防災への意識を高めるとともに、障害のある人を災害から守る取り組みやボランティア活動を一層推進するとともに、犯罪や事故などからも守る取り組みを推進します。

➤ **基本目標Ⅲを構成する施策分野**

- 療育・教育の支援
- 雇用・就労の支援
- 安心して活動できる環境の推進

3 施策体系

3つの基本目標と7つの施策分野ごとに19の施策とその方向性（4 施策の基本方針）を定め、障害者施策の一層の推進を図ります。

| 基本理念 | 基本目標 | 施策分野 | 施策 |
|--|-----------------------------|--------------------|-----------------------------|
| 障害のある人が自立して平等に生活をおくることのできる 町民が共に支えあうまちづくり | Ⅰ 障害のある人と共に生きるためのまちづくり | (1) 理解の啓発と配慮の促進 | 施策1 広報・啓発活動の推進 |
| | | | 施策2 福祉教育の推進 |
| | | (2) ユニバーサルデザインの普及 | 施策3 情報とコミュニケーションのバリアフリー化の推進 |
| | | | 施策4 公共空間のバリアフリー化の推進 |
| | | | 施策5 移動のバリアフリー化の推進 |
| | Ⅱ 障害のある人が自立して平等に暮らすためのまちづくり | (3) 日常生活の支援 | 施策6 相談支援の充実・強化 |
| | | | 施策7 生活支援の充実 |
| | | | 施策8 住まいの確保 |
| | | (4) 保健・医療の提供 | 施策9 権利擁護の推進 |
| | | | 施策10 保健サービスの提供 |
| | | | 施策11 医療支援の推進 |
| | Ⅲ 障害のある人の社会参加に向けたまちづくり | (5) 療育・教育の支援 | 施策12 就学前保育・療育等の充実 |
| | | | 施策13 学校教育・特別支援教育の充実 |
| | | (6) 雇用・就労の支援 | 施策14 一般就労の促進 |
| | | | 施策15 福祉的就労の充実 |
| | | (7) 安心して活動できる環境の推進 | 施策16 スポーツの推進 |
| | | | 施策17 文化芸術活動の推進 |
| | | | 施策18 ボランティア活動の推進 |
| | | | 施策19 防災・防犯対策等の推進 |

4 施策の基本方針

基本目標Ⅰ 障害のある人と共に生きるためのまちづくり

(1) 理解の啓発と配慮の促進

施策1 広報・啓発活動の推進

障害のある人とない人が共に日常生活や社会生活をおくるためには、障害についての理解や障害のある人に対する配慮が必要となりますが、いまだ十分ではありません。特に、内部障害や難病、聴覚障害、統合失調症等の精神障害、発達障害など、外見からはわかりにくい障害については、その特有の事情を考慮し、広報や啓発に取り組む必要があります。また、障害のある人に対する配慮については、障害者差別解消法により、地方公共団体等行政機関や民間事業者に「合理的配慮」が求められています。「合理的配慮」は、障害のある人の意思表示があった場合とされていますが、意思表示のあるなしにかかわらず、広く障害のある人に対する適切な配慮を行うことにより、互いを尊重しあう関係性を築くことができるため、広報や啓発の充実を図る必要があります。

- ・障害についての理解や障害のある人に対する配慮の一層の促進に向け、広報・啓発活動に取り組みます。
- ・ヘルプマークなど「障害者に関するマーク」の正しい理解の啓発に努めるとともに、障害のある人への配慮の促進を図ります。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|-----------------|--|------------|
| 1 | 障害者理解の啓発 | 広報したらやホームページ、「障害者週間」や「発達障害啓発週間」などの行事を通じ、障害の特性や障害のある人に対する理解について啓発を図ります。 | 町民課 |
| 2 | 障害配慮の促進 | 広報したらやホームページ、ポスター、パンフレット、各種行事などを通じ、ヘルプマークなど「障害者マーク」に対する正しい理解と障害のある人への配慮を促進します。 | 町民課 |
| 3 | 町役場における障害者配慮の提供 | 障害者差別解消法に基づく職員対応要領に即し、障害に対する正しい理解のもと、障害のある人への適切な配慮に努めます。 | 町民課 総務課 |

施策2 福祉教育の推進

障害についての理解や障害のある人に対する配慮の促進にあたっては、障害の特性についての理解や障害のある人との交流を保育・教育の段階から社会教育の段階まで継続して取り組み、障害のある人とかかわる環境の充実を図る必要があります。

- 学校教育や社会教育等において福祉教育を推進し、子どもたちをはじめ、あらゆる世代にわたり、障害や障害のある人に対する理解と配慮を促進するとともに、障害のある人との交流を推進します。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|-----------------|---|-------|
| 4 | 学校における福祉教育の推進 | 小中学校における学習や行事などさまざまな場面で、障害について理解を深めていくよう取り組みます。 | 教育委員会 |
| 5 | 生涯学習を通じた福祉教育の推進 | 生涯学習講座等を通じて、障害のある人とない人が共に学習する機会を提供します。 | 教育委員会 |
| 6 | イベント等を通じた交流の促進 | 地域の障害者施設や障害者団体のイベント、行事等の周知を図るなど、障害のある人とない人との交流を促進します。 | 町民課 |

(2) ユニバーサルデザインの普及

施策3 情報とコミュニケーションのバリアフリー化の推進

障害のある人とない人が共に日常生活や社会生活をおくるためには、ユニバーサルデザインの考え方が必要となります。ユニバーサルデザインとは、障害のある人だけでなく、高齢者や外国人など、すべての人が利用等やすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行おうとする考え方で、この考え方をできるだけ当初の段階から取り入れていくことが重要とされています。

令和4年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定、施行されました。障害のある人の情報の取得やコミュニケーション（意思疎通）の支援等に取り組むなど、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえつつ、情報とコミュニケーションのバリアフリー化を推進する必要があります。

- ・障害のある人をはじめ、誰もが生活に必要な情報を適切に取得し、活用できるよう、デジタル技術等の活用を含め、行政情報の充実、発信に努めます。
- ・障害のある人が生活する上で適切な意思疎通ができるよう、手話通訳や要約筆記など、必要に応じて、障害の特性などに配慮した支援に取り組みます。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|---------------|---|----------------|
| 7 | 情報のバリアフリー化の推進 | 広報したらをはじめ、発行物へのFAX番号やメールアドレス等の表示のほか、必要に応じて、点訳・音訳資料を作成するなど、多様な情報入手方法の配慮に努めます。 | 企画ダム対策課 町民課 |
| 8 | 意思疎通支援の推進 | 聴覚障害などのため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に対し、必要に応じて、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。なお、窓口等においては、筆談などの対応に努めます。 | 町民課 |

施策4 公共空間のバリアフリー化の推進

公共施設や障害者支援施設をはじめとする民間施設における障害のある人の活動を制限するような障壁の除去にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえつつ、バリアフリー化を推進する必要があります。

- ・障害のある人をはじめ、誰もが円滑に施設を利用できるよう、公共施設の新設や大規模改修等にあわせてバリアフリー化を推進するとともに、障害者支援施設をはじめとする民間施設におけるバリアフリー化を促進します。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|------------------|---|--------------|
| 9 | 公共施設等のバリアフリー化の推進 | ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共施設等の新設や大規模改修等にあわせ、通路やトイレなどの利用空間のバリアフリー化に取り組みます。また、障害者支援施設等の民間施設のバリアフリー化の促進を図ります。 | 町民課 ほか担当課 |

施策5 移動のバリアフリー化の推進

道路や公共交通機関における障害のある人の移動を制限するような障壁の除去にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえつつ、バリアフリー化を推進する必要があります。

- 障害のある人をはじめ、誰もが円滑に移動できるよう、道路や公共交通機関などのバリアフリー化を推進します。
- 自家用車などによる外出支援に関する施策を推進します。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|-------------------|--|-----|
| 10 | 道路のバリアフリー化の推進 | ユニバーサルデザインの考え方に基づき、道路の新設や改良にあわせ、歩車道の分離や段差の解消など、移動空間のバリアフリー化に取り組みます。 | 建設課 |
| 11 | 公共交通機関のバリアフリー化の促進 | 公共交通機関に対し、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組み、移動空間のバリアフリー化を促進します。 | 生活課 |
| 12 | 外出支援施策の推進 | 地域生活支援事業として、障害のある人の自動車の改造等に要する費用の一部を助成するほか、外出が困難な障害のある人を医療機関等に福祉車両により送迎するサービスなどを実施します。 | 町民課 |

基本目標Ⅱ 障害のある人が自立して平等に暮らすためのまちづくり

(3) 日常生活の支援

施策6 相談支援の充実・強化

障害のある人が、自ら望む場所で自分らしく日常生活をおくるためには、障害の特性やライフステージ等により異なる生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決できるよう、相談支援の充実・強化を図る必要があります。

- ・ 障害のある人の相談支援の中核である基幹相談支援センターと地域の相談支援事業所との連携を強化することにより、切れ目ない相談支援に取り組みます。
- ・ 障害のある人ほか、高齢者、生活困窮者など個別の福祉課題への対応に加え、さまざまな課題を複合的に抱える人や制度の狭間となる課題を抱える人なども相談しやすい環境づくりに取り組み、適切な支援につなげます。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|------------------|--|--------------------|
| 13 | 障害福祉計画等（相談支援）の推進 | 障害福祉計画や障害児福祉計画に基づき、障害福祉サービスや障害児通所支援などの利用計画の作成、見直しなどを行うとともに、相談支援の質の向上を図ります。 | 町民課 |
| 14 | 切れ目ない相談支援体制の確保 | 基幹相談支援センターと地域の相談支援事業所の連携を促進し、総合的・専門的な相談支援体制を確保します。 | 町民課 |
| 15 | 自立支援協議会の活性化 | 自立支援協議会の場を活用し、相談支援事業所をはじめとする関係機関のネットワーク化を図り、事例の共有や検証に努めます。 | 町民課 |
| 16 | 重層的支援の推進 | 属性を問わない相談支援や多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施とともに、地域づくりを一体的に推進します。 | 町民課 したら保健福祉センター |

施策7 生活支援の充実

障害のある人それぞれに適した障害福祉サービス等を提供するにあたっては、自宅における入浴や排せつ、食事の介護などを行う居宅介護などの訪問系サービスのほか、通所施設における日常生活能力の向上などを支援する生活介護などの日中活動系サービス、さらに、移動支援などの外出支援サービスを円滑に実施する必要があります。また、日常生活を支える補装具や日常生活用具の支給、諸手当などの経済的な支援なども適切に行う必要があります。

- 障害福祉計画に基づき、訪問系サービスや日中活動系サービス、外出支援サービスを適切に提供するとともに、日常生活の支援や経済的な支援に関する施策を推進します。
- 今後の障害のある人の高齢化、重度化に加え、家族の高齢化や親亡き後に備え、地域生活支援拠点等の充実に向け、関係市町村と協議します。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|------------------|---|-----|
| 17 | 障害福祉計画（訪問系）の推進 | 障害福祉計画に基づき、居宅介護などの障害福祉サービス等を提供するとともに、サービスの質の向上に努めます。 | 町民課 |
| 18 | 障害福祉計画（日中活動系）の推進 | 障害福祉計画に基づき、生活介護などの障害福祉サービスを提供するとともに、サービスの質の向上に努めます。 | 町民課 |
| 19 | 障害福祉計画（外出支援）の推進 | 障害福祉計画に基づき、移動支援などのサービスを提供するとともに、サービスの質の向上に努めます。 | 町民課 |
| 20 | 補装具費・日常生活用具費の支給 | 障害のある身体機能を補うための補装具の購入や修理に係る費用の一部を支給するとともに、日常生活用具費を適切に給付します。 | 町民課 |
| 21 | 諸手当の支給 | 法律や制度に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、特別児童扶養手当などの諸手当を支給します。 | 町民課 |
| 22 | 地域生活支援拠点等の充実 | 障害のある人の高齢化や重度化、家族の高齢化や親亡き後等に対応するため、緊急時等の相談体制や緊急時等に備えた短期入所の体験利用体制、緊急時等の受入体制など、切れ目ない支援体制づくりに向け、関係市町村と協議します。 | 町民課 |

施策8 住まいの確保

障害のある人が、自ら望む場所で自分らしく日常生活をおくるためには、生活の基盤である住まいを確保するとともに、住みやすい環境整備を支援する必要があります。

- 障害福祉計画に基づき、施設入所支援などのサービスの適切な提供に努めるほか、今後の障害のある人の高齢化、重度化に加え、家族の高齢化や親亡き後のひとり暮らしの増加などを見据え、グループホームの確保に努めます。
- 現在の住まいの改修やバリアフリー化を支援するとともに、バリアフリーに対応した公営住宅等に入居を希望する障害のある人の相談に対応します。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|----------------|--|-----|
| 23 | 障害福祉計画（居住系）の推進 | 障害福祉計画に基づき、施設入所支援やグループホームなどの障害福祉サービスの確保、提供に努めます。 | 町民課 |
| 24 | 住まいのバリアフリー化の推進 | 重度の身体障害のある人に対し、住宅改善に要する費用の一部を助成します。 | 町民課 |

施策9 権利擁護の推進

障害のある人が、自立した日常生活をおくるためには、障害のある人の権利や財産をおびやかすような言動や虐待を防止する環境づくりに取り組むとともに、成年後見制度の利用の促進を図る必要があります。

- 障害のある人の権利や財産を守るため、権利擁護支援センターなど関係機関と連携し、成年後見制度の利用の促進を図るとともに、人権尊重や虐待防止など、障害のある人の権利擁護の推進に取り組みます。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|-----------------|---|-----|
| 25 | 権利擁護に関する広報・啓発活動 | 障害のある人への虐待の防止や成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護や成年後見制度等に関する情報について、権利擁護支援センターとともに、町民や関係機関に幅広く広報・啓発を行います。 | 町民課 |
| 26 | 障害者虐待等への的確な対応 | 障害者虐待の疑いの通報を受けた場合、早期に事実確認をした後、虐待の疑いがある場合は、関係機関と連携して対応します。 | 町民課 |
| 27 | 成年後見に関する相談支援等 | 成年後見制度の利用の円滑化を図るため、権利擁護支援センターにおいて、成年後見制度の利用に関する相談や申し立てに関する支援等を行います。 | 町民課 |
| 28 | 成年後見制度利用支援事業 | 障害等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用する際に、近親者等に申立人がいない場合、町が家庭裁判所に申し立てを行います。また、成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行い、安心して生活できるよう支援します。 | 町民課 |

(4) 保健・医療の推進

施策10 保健サービスの提供

障害のある人が、自ら望む場所で自分らしく日常生活をおくるためには、こころとからだの健康の維持または増進を図る必要があります。

- 健康づくりの推進などにより、障害の原因となる疾病などの発生予防や早期発見、重度化予防を促進します。
- こころの病を抱える人の増加に対応するため、学校や企業などと連携し、こころの健康づくりに関する取り組みを推進します。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|--------------|---|-------------|
| 29 | 健康診査等の実施 | 生活習慣改善や認知症予防の啓発等に取り組むとともに、健康診査を実施し、その結果に基づく予防活動への参加を促進し、健康の増進と疾患等の予防を図ります。 | したら保健福祉センター |
| 30 | 健康教育、健康相談の実施 | 健康の増進、生活習慣病や介護の予防等のため、健康に関する正しい知識の普及と健康管理意識の高揚を目的に健康教育を実施するとともに、毎月1回、健康や栄養等に関する相談を行います。 | したら保健福祉センター |
| 31 | メンタルヘルス対策の推進 | 講座の開催や専門相談の実施などを通じて、悩みや困難を抱えている人が安心して生活できるように支援します。 | したら保健福祉センター |

施策11 医療支援の推進

障害に応じた適切な医療やリハビリテーションの提供は、障害の軽減や重度化、重複化などの予防のほか、地域生活への移行の観点から重要ですが、医療費が大きな負担となることから、その軽減を図る必要があります。また、医療機関等と連携し、医療的ケアを必要とする人や強度行動障害のある人の支援体制の整備などに取り組むことが求められています。

- ・医療費の負担軽減を図るとともに、障害福祉計画に基づき、医療的ケア等を伴う居宅介護などの適切なサービスの提供に努めます。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|-----------------------|---|------------------------|
| 32 | 医療費の助成 | 重度の障害のある人の医療費の一部を助成するとともに、自立支援医療費（育成医療・更生医療・精神障害者通院医療）などを支給します。 | 町民課 |
| 33 | 歯科診療の実施 | 歯科診療所での診療が困難な障害のある人に対し、自宅において歯科診療を実施します。 | 町民課 したら保健 福祉センター |
| 34 | 医療的ケアを必要とする人等の支援体制の整備 | 障害福祉計画に基づき、医療的ケア等を伴う居宅介護などの障害福祉サービスを提供するとともに、福祉、保健・医療、教育等の関係機関の連携を図ります。 | 町民課 |

基本目標Ⅲ 障害のある人の社会参加に向けたまちづくり

(5) 療育・教育の支援

施策12 就学前保育・療育等の充実

障害のある人が、生涯を通じ、地域社会の一員として、共に活動、活躍していくためには、乳幼児期の適切な保育・療育等の確保に取り組む必要があります。

とりわけ、発達に心配のある子や障害のある子には、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な保健・医療、保育・療育等を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目ない支援が必要となります。障害の発生時期や原因はさまざまであり、乳幼児期においては、障害や発達に心配のある子の早期発見に取り組み、治療や療育等の支援につなげる必要があります。

- ・乳幼児健康診査などにより、障害や発達に心配のある子の早期発見・早期支援に努めます。
- ・医療的ケアを必要とするなど、特別な支援を必要とする障害のある児童への支援に取り組みます。
- ・障害児福祉計画に基づき、児童発達支援などを適切に提供するとともに、保育・教育環境の整備など、子育て支援の充実に取り組めます。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|---------------------|--|-------------|
| 35 | 乳幼児健康診査等の実施 | 乳幼児健康診査等を実施し、疾病、障害等の早期発見や適切な指導を行うほか、乳幼児健康相談等を実施します。 | したら保健福祉センター |
| 36 | 障害のある児童の保育等の推進 | 保育園における統合保育等を推進するための体制を整備するとともに、職員のスキルアップに努めます。 | 町民課 |
| 37 | 障害児福祉計画（児童発達支援等）の推進 | 障害児福祉計画に基づき、医療的ケアを必要とするなど特別な支援を必要とする障害のある児童も含め、児童発達支援などの障害児通所支援の提供に努めるとともに、地域のインクルージョンの中核となる児童発達支援センターの設置、または、同等の機能を有する体制の確保について、関係市町村と連携して取り組めます。 | 町民課 |

施策13 学校教育・特別支援教育の充実

学校教育においては、障害のある児童生徒が、必要な配慮のもと、障害のない児童生徒とともに教育を受けることができるインクルーシブ教育が求められています。このような共に学ぶ環境づくりを推進する一方で、個別の支援ニーズのある児童生徒が、将来の自立と社会参加を見据えて、発達段階ごとに最適な支援を受けられるよう、通常の学級のほか、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校などの多様な学びの場を確保する必要があります。さらに、卒業後の進路指導の充実に努めるとともに、成人に至るまで切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関が連携して取り組む必要があります。

- 児童生徒のこころや学校施設のバリアフリー化などに取り組み、障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒と共に学べるインクルーシブ教育を推進します。
- 教職員のスキルアップを図り、それぞれの障害のある児童生徒に応じた適切な教育の提供に取り組みます。
- 障害児福祉計画に基づき、放課後等デイサービスなどを適切に提供するなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組みます。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|-------------------------|--|-------|
| 38 | インクルーシブ教育の推進 | 障害のあるなしにかかわらず児童生徒が共に学べる環境づくりに努めるとともに、学校のバリアフリー化を推進します。 | 教育委員会 |
| 39 | 特別支援教育の推進 | 特別支援教育に関わる教職員のスキルアップを図るとともに、各学校の教職員の特別支援教育への理解を深めるなど、児童生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。 | 教育委員会 |
| 40 | 障害児福祉計画（放課後等デイサービス等）の推進 | 障害児福祉計画に基づき、医療的ケアを必要とするなど特別な支援を必要とする障害のある児童も含め、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の提供に努めるなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組みます。 | 町民課 |

(6) 雇用・就労の支援

施策14 一般就労の促進

障害のある人が、生涯を通じ、地域社会の一員として、共に活動、活躍できるよう、就労を望む障害のある人が民間企業等で働き、そして働き続けることのできる環境づくりに取り組む必要があります。

特に、一般就労するためには、民間企業等の理解と配慮が不可欠です。障害のある人の法定雇用率は、民間企業で、令和6年4月から2.5%（従業員40人以上）、さらに、令和8年7月からは2.7%（従業員37.5人以上）まで引き上げられる予定です。なお、地方公共団体における障害のある人の法定雇用率は、令和6年4月から2.8%、さらに、令和8年7月からは3.0%まで引き上げられる予定です。

- ・就労移行支援などを通じて、障害のある人の働く意欲を醸成し、就労機会の拡大を図るとともに、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、民間企業等における障害や障害のある人に対する理解と配慮を促進し、雇用機会の拡大と就労定着を図ります。
- ・町役場においても障害のある人の雇用等に率先して取り組むとともに、働き続けることができるよう、障害のある職員への配慮に努めます。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|-----------------|--|-----|
| 41 | 障害者理解の啓発（再掲） | 広報したらなどを通じ、民間企業等に対し、障害の特性や障害のある人に対する理解について、啓発を図ります。 | 町民課 |
| 42 | 障害者配慮の促進（再掲） | 広報したらなどを通じ、民間企業等に対し、障害のある人への配慮を促進します。 | 町民課 |
| 43 | 町役場における障害者雇用の推進 | 障害のある人を対象とした正規職員または非常勤職員等の採用試験を受験者の障害に配慮の上で実施し、採用を推進します。なお、採用した障害のある職員に対しては、障害者差別解消法に基づく職員対応要領に即し、その障害に対する正しい理解のもと、適切な配慮に努めます。 | 総務課 |

施策15 福祉的就労の充実

一般就労の困難な障害のある人も、地域社会の一員として、生きがいを持って働き、そして働き続けることのできるよう、福祉的就労の充実を図る必要があります。

- 就労継続支援（A型・B型）などの福祉的就労の場の確保に努めるとともに、福祉的就労の継続や工賃の向上のため、障害者就労施設等からの物品や役務の優先調達を推進します。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|----------------|--|-----|
| 44 | 障害福祉計画（就労系）の推進 | 障害福祉計画に基づき、就労選択支援や就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（A型・B型）などの障害福祉サービスを提供するとともに、地域活動支援センター事業の見直しを図ります。 | 町民課 |
| 45 | 障害者優先調達の推進 | 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度方針を定め、障害者就労施設等からの物品や役務の優先調達を推進します。 | 町民課 |

(7) 安心して活動できる環境の推進

施策16 スポーツの推進

障害のある人が、生涯を通じ、地域社会の一員として、共に活動、活躍できるよう、スポーツ活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

令和3（2021）年に開催された東京パラリンピック、令和7（2025）年に東京で開催される予定の聴覚障害のある人のデフリンピックのほか、知的障害のある人のスペシャルオリンピックスなど、障害者スポーツへの関心が高まりつつあります。

- ・障害者スポーツを推進し、障害のある人がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るための環境づくりに取り組みます。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|----------------|--|-------|
| 46 | 障害のある人のスポーツの推進 | 障害者スポーツ大会のほか、障害のある人がより気軽にスポーツやレクリエーションに親しむことができ、また、障害のない人と共に参加できる機会の提供に努めます。 | 教育委員会 |

施策17 文化芸術活動の推進

文化芸術活動においても、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

- ・障害のある人の作品の展示機会の提供など、障害のある人が文化芸術に親しみ、生涯学習に取り組むための環境づくりに取り組みます。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|------------------|---|--------------|
| 47 | 障害のある人の文化芸術活動の推進 | 障害のある人の作品の展示機会の提供とともに、障害のある人がより気軽に文化芸術活動や生涯学習に親しむことができ、また、障害のない人と共に参加できる機会の提供に努めます。 | 教育委員会 町民課 |

施策18 ボランティア活動の促進

障害のある人が、安心して安全に暮らすことのできるよう、平常時からの見守り活動、大規模災害や事故などの発生時における助けあい活動、ボランティア活動など、障害のある人と身近な地域住民とのつながりを強化する必要があります。さらに、障害のあるなしにかかわらず、互いに尊重しあいながら、地域におけるさまざまな活動に参画し、障害のある人とさまざまな人が交流できる環境づくりにも取り組む必要があります。

- 身近な地域住民に障害や障害のある人に対する理解や配慮を促進し、見守り活動や助けあい活動、ボランティア活動など、障害のある人と身近な地域住民とのつながりの強化を図ります。
- 障害のある人が、地域のさまざまな活動に参画し、さまざまな人と交流できる環境づくりを推進することにより、孤立化等を防止します。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|-------------------|---|-----|
| 48 | ボランティア活動の促進 | 広報したらやホームページを通じて、ボランティア活動に関する情報の提供に努めるとともに、地域住民の福祉に関する理解の啓発に取り組み、ボランティア活動への参加を促進します。また、ボランティアコーディネーターやボランティアアドバイザーの育成、ボランティア団体への支援を行うことにより、ボランティア活動の活性化を図ります。 | 町民課 |
| 49 | 障害のある人の地域福祉活動等の促進 | 障害のある人の仲間づくりや助けあいなど、自発的な取り組みについて啓発するとともに、必要に応じて、そうした自発的活動を支援します。 | 町民課 |

施策19 防災・防犯対策等の推進

近年、大規模な地震や集中豪雨などの発生により、町民の防災意識が高まり、地域における防災対策への取り組みが進められる中、障害のある人への対応の充実が求められています。大規模な地震、洪水などの自然災害や火災などの発生のほか、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから、障害のある人の生命や財産を守ることでできる体制を整備する必要があります。

- ・大規模災害から障害のある人を守るため、災害時要援護者台帳等を活用した支援体制の構築や福祉避難所の確保など、防災対策の一層の推進を図るとともに、障害者施設等における防災対策を促進します。
- ・火災や事故、急病などから障害のある人を守るため、消防体制などの充実を図るとともに、地域や警察と連携を図り、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどの対策に努めます。

◇ 具体的な取り組み

| 番号 | 取り組み | 概要 | 担当 |
|----|--------------|--|------------|
| 50 | 災害時要援護者対策の推進 | 災害時要援護者台帳等を整備、管理するとともに、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団等に情報を提供することにより、災害時における要援護者への情報伝達や避難誘導などに加え、平常時からの支援体制の確立に取り組みます。 | 総務課 町民課 |
| 51 | 福祉避難所の設置 | 障害者施設等を対象に福祉避難所を指定し、災害時の安全な避難場所の確保に努めます。また、受入・運営体制や連絡体制を確立し、災害時の適切な運用をめざします。 | 町民課 |
| 52 | 地域防災対策の推進 | 障害者施設等における防災対策の強化を図るとともに、地域の避難訓練への障害のある人の参加を促進します。 | 総務課 |
| 53 | 防犯・交通安全対策の推進 | 広報したらやホームページなどを通じ、犯罪被害の防止について啓発を図るとともに、交通安全教育の推進に取り組みます。 | 総務課 |

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1 基本理念

第3章の第3次障害者計画は、これまでの理念を継承し、基本理念に「障害のある人が自立して平等に生活をおくることができる 町民が共に支えあうまちづくり」を掲げています。

したがって、第3次障害者計画の福祉サービス分野における実施計画としての性格を有する第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画においても、これを基本理念とし、障害福祉サービスや障害児通所支援等の一層の充実を図ります。

2 基本目標

基本理念のもと、国が示す基本指針を踏まえつつ、次の5つの基本目標を定め、障害福祉サービスや障害児通所支援等の一層の充実を図ります。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生（インクルーシブ）社会の実現に向け、障害のある人が可能な限り、自らの決定に基づく支援を受けられるように配慮するとともに、障害のある人の自立と社会参加が図られるよう、サービス等の提供体制の整備に努めます。

(2) 障害の種別によらないサービス等の提供

サービス等の提供にあたっては、身体障害、知的障害、精神障害（高次脳機能障害を含みます。）、発達障害、難病、小児慢性疾病等の障害種別にかかわらず、これらの障害のある人が必要なときに適切なサービスを受けられるよう、サービス等の提供体制の確保に努めます。

(3) 個々の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や地域生活を継続するための支援、就労への支援、高齢化等に伴う支援のあり方など、個々の課題に対応するため、障害福祉サービスや障害児通所支援等のほか、NPOなどによるインフォーマルサービスなど地域の社会資源を活用し、障害のある人の生活を地域全体で支える仕組み（地域生活支援拠点等）の構築を図ります。なお、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、障害のある人の重度化やその家族を含めた高齢化に伴う親亡き後などの課題を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、それぞれに適した支援に取り組みます。また、相談支援を中心に、ライフステージに応じた支援と切れ目ない支援に努めます。

(4) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童の健やかな育成を支援する観点から、発達の遅れや障害などに早期に対応できるよう、質の高いサービス等の提供体制の整備に努めることにより、保育・療育や教育等において、障害の有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できる環境づくりを推進します。また、ライフステージに応じた切れ目のない支援や医療的ケアを必要とする児童に対する支援体制の構築を図るため、関係機関等との連携に努めます。

(5) 障害のある人の社会参加を支える取り組み

障害のある人が、その個性や能力を発揮し、地域社会におけるさまざまな活動に参加するよう、ニーズ等を踏まえ、就労をはじめ、スポーツや文化芸術などの多様な活動に参加するための機会の確保に努めます。

3 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績

国が示す基本指針に基づき、主に次の項目について目標値を設定し、計画の推進に取り組みました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行に関する目標値は、次のとおりです。

- ・令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数11人のうち、1人が地域生活に移行するものとします。
- ・令和5年度末の施設入所者数は、令和元年度末の施設入所11人のうち、1人を削減するものとします。

施設入所者の地域生活への移行者数は、目標を1人としていましたが、令和4年度末まで0人となっており、令和5年度末も同様に見込んでいます。

施設入所者数は、令和4年度末で10人となっており、令和5年度末も同様に見込んでいます。

図表4-1 施設入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績値（見込み）

| 区 分 | | 数 値 | 考 え 方 |
|---------------|----------|----------|-----------------------------------|
| 令和元年度末の施設入所者数 | | 11人 | — |
| 地域生活 移行者数 | 目 標 値 | 1人(9.1%) | 令和元年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行した人数 |
| | 実績値（見込み） | 0人(-) | |
| 施設入所 者削減数 | 目 標 値 | 1人(9.1%) | 令和元年度末の全施設入所者数から削減した人数 |
| | 実績値（見込み） | 1人(9.1%) | |

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末までの目標である地域生活支援拠点等（東三河北部圏域を対象）の機能の確保と充実に向け、毎年度、設楽町障害者自立支援協議会または東三河北部障害保健福祉圏域会議において運用状況を検証、検討しています。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数は、令和元年度の1.27倍以上の3人を目標とし、令和5年度で1人（就労移行支援事業の利用者）と見込んでいます。

図表4-2 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値と実績値（見込み）

| 区 分 | | 数 値 | 考 え 方 |
|------------------|---------|-----|--------------------------------|
| 令和元年度の年間一般就労移行者数 | | 2人 | — |
| 目標年度の一般就労移行者数 | 目 標 値 | 3人 | 令和5年度に福祉施設を退所して一般就労する人数 |
| | 実績(見込み) | 1 | |
| うち就労移行支援事業利用者分 | 目 標 値 | 1人 | 令和5年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数 |
| | 実績(見込み) | 1人 | |
| うち就労継続支援A型事業利用者分 | 目 標 値 | 1人 | 令和5年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数 |
| | 実績(見込み) | 0人 | |
| うち就労継続支援B型事業利用者分 | 目 標 値 | 1人 | 令和5年度に就労継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数 |
| | 実績(見込み) | 0人 | |

② 一般就労への移行者における就労定着支援事業の利用率

令和5年度の一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者の割合を7割（3人中2人）とすることを目標としており、令和5年度で10割（1人中1人）を見込んでいます。

③ 就労定着支援事業における就労定着率

町内に就労定着支援事業所がなかったため、目標を設定しておらず、令和5年度までにも事業所は開設されませんでした。

(4) 障害児通所支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

令和5年度末までの目標である東三河北部圏域における児童発達支援センターの設置、または、同等の機能を有する体制の確保について検討しています。

② 保育所等訪問支援体制の構築

①とあわせて検討しています。

③ 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保

①とあわせて検討しています。

④ 医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

令和5年度末まで、目標どおり、自立支援協議会において医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、医療的ケアを必要とする児童への支援の総合調整を行うコーディネーターを3人配置しています。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末まで、目標どおり、基幹相談支援センターを通じて、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の充実・強化に向けた体制を確保しています。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

令和5年度末まで、目標どおり、毎年度、設楽町障害者自立支援協議会等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組んでいます。

4 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標

国が示す基本指針においては、障害のある人の自立支援の観点から、令和8年度を目標年度として、次の6項目について目標値の設定を求めており、これらに対する設楽町の方針を示します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- 令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とします。
- 令和4年度末の施設入所者数を5%以上削減することを基本とします。

【設楽町の方針】

真に必要なサービスを提供する観点から、計画相談支援を通じて、施設入所者の意向を確認し、障害の状態やニーズに合わせた支援を行い、障害のある人の希望や自らの決定に基づいた地域生活への移行や継続を促進します。

施設入所者の地域移行には、重度の障害や医療的ケアなど特別な支援が必要な障害に対応できるグループホームなどが必要となりますので、まずは安心して地域移行ができるサービスの確保に取り組むこととし、次のとおり目標値を設定します。

- 令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数10人のうち、1人（10.0%）が地域生活に移行するものとします。
- 令和8年度末の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者10人を維持するものとします。

図表4-3 施設入所者の地域生活への移行者数等の目標値

| 区 分 | 目標値 | 考 え 方 |
|---------------|------|-----------------------------------|
| 令和4年度末の施設入所者数 | 10人 | — |
| 地域生活移行者数 | 1人 | 令和4年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数 |
| 施設入所者減少数 | 現状維持 | 令和4年度末の全施設入所者数から減少する人数 |

※地域生活への移行とは、グループホームや一般住宅等に生活の場を移すことをいいます。

(2) 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討することを基本とします。
- 各市町村または各圏域において、強度行動障害を有する障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とします。

【設楽町の方針】

- 令和8年度末までの間、親亡き後（急病等により介助等できなくなった場合を含む）などの緊急時に備え、東三河北部圏域における地域生活支援拠点等の機能を確保しつつ、その充実に向け、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に取り組むとともに、毎年度、設楽町障害者自立支援協議会や東三河北部障害保健福祉圏域会議において運用状況を検証、検討することを目標とします。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、設楽町障害者自立支援協議会や東三河北部障害保健福祉圏域会議を通じて、支援体制の整備に取り組むことを目標とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- ①福祉施設（就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練を行う施設をいいます。）から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とします。
- ・就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を担っていることから、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とします。
 - ・就労継続支援については、一般就労が困難な人に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることなどから、就労継続支援A型事業は令和3年度実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は令和3年度実績の概ね1.28倍以上をめざすこととします。
- ②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とします。
- ③就労定着支援事業の利用者を令和3年度実績の1.41倍以上すること基本とします。
- ④就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とします。

【設楽町の方針】

① 福祉施設から一般就労への移行者数

令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数は、令和3年度実績が0人であったため、1人を目標とします。なお、対象者は、就労移行支援事業の利用促進を図る観点から、当該事業からの移行者とします。

② 就労移行支援事業における一般就労移行率

町内に就労移行支援事業所はありませんが、事業所が開設された場合には、令和8年度の当該事業所における利用終了者に占める一般就労への移行者の割合を5割以上とすることを目標とします。

③ 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度（1人）の1.41倍以上の2人とすることを目標とします。

④ 就労定着支援事業における就労定着率

町内に就労定着支援事業所はありませんが、事業所が開設された場合には、令和8年度の当該事業所における就労定着率を7割以上とすることを目標とします。

図表4-4 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値

| 区 分 | 目標値 | 考 え 方 |
|------------------|-----|--------------------------------|
| 令和3年度の年間一般就労移行者数 | 0人 | — |
| 目標年度の年間一般就労移行者数 | 1人 | 令和8年度に福祉施設を退所して一般就労する人数 |
| うち就労移行支援事業利用者分 | 1人 | 令和8年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数 |
| うち就労継続支援A型事業利用者分 | 0人 | 令和8年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数 |
| うち就労継続支援B型事業利用者分 | 0人 | 令和8年度に継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数 |

※一般就労とは、一般企業への就職や在宅で就労等することをいいます。

※就労定着率とは、過去6年間において、就労定着支援事業利用終了者のうち、雇用された一般企業等に42カ月以上78カ月未満の期間、継続して就労している者または就労していた者の占める割合をいいます。

(4) 障害児通所支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ①各市町村または各圏域に児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置するとともに、児童発達支援センターを活用し、障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とします。
- ②各市町村または各圏域に主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とします。
- ③各市町村または各圏域に医療的ケアを必要とする児童を支援するために保健・医療、障害福祉、保育、教育等の関係者による連携・協議の場を設置することを基本とします。また、医療的ケアを必要とする児童に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

【設楽町の方針】

① 児童発達支援センターの設置等

令和8年度末までに、東三河北部圏域における児童発達支援センターの設置、または、同等の機能を有する体制の確保について検討し、地域における共生（インクルーシブ）社会を推進する体制の構築を図ることを目標とします。

② 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保

令和8年度末までに、①とあわせて検討することを目標とします。

③ 医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

令和8年度末まで、自立支援協議会において医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、医療的ケアを必要とする児童への支援の総合調整を行うコーディネーターを配置します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- 各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とします。
- 各市町村または各圏域において、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制を確保することを基本とします。

【設楽町の方針】

- 令和8年度末まで、基幹相談支援センターを通じて、地域の相談支援の強化に向けた体制を確保することを目標とします。
- 設楽町障害者自立支援協議会を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制を確保することを目標とします。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

【国の基本指針】

- 各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みの実施体制を構築することを基本とします。

【設楽町の方針】

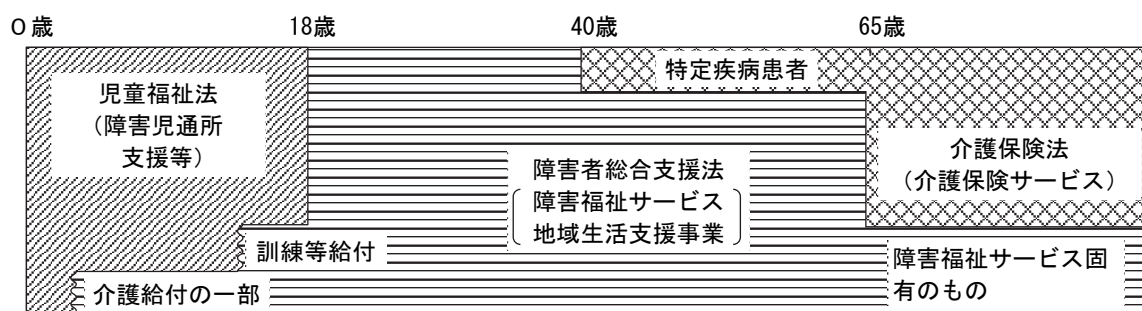
- 令和8年度末まで、設楽町障害者自立支援協議会等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組むことを目標とします。

5 サービスの体系

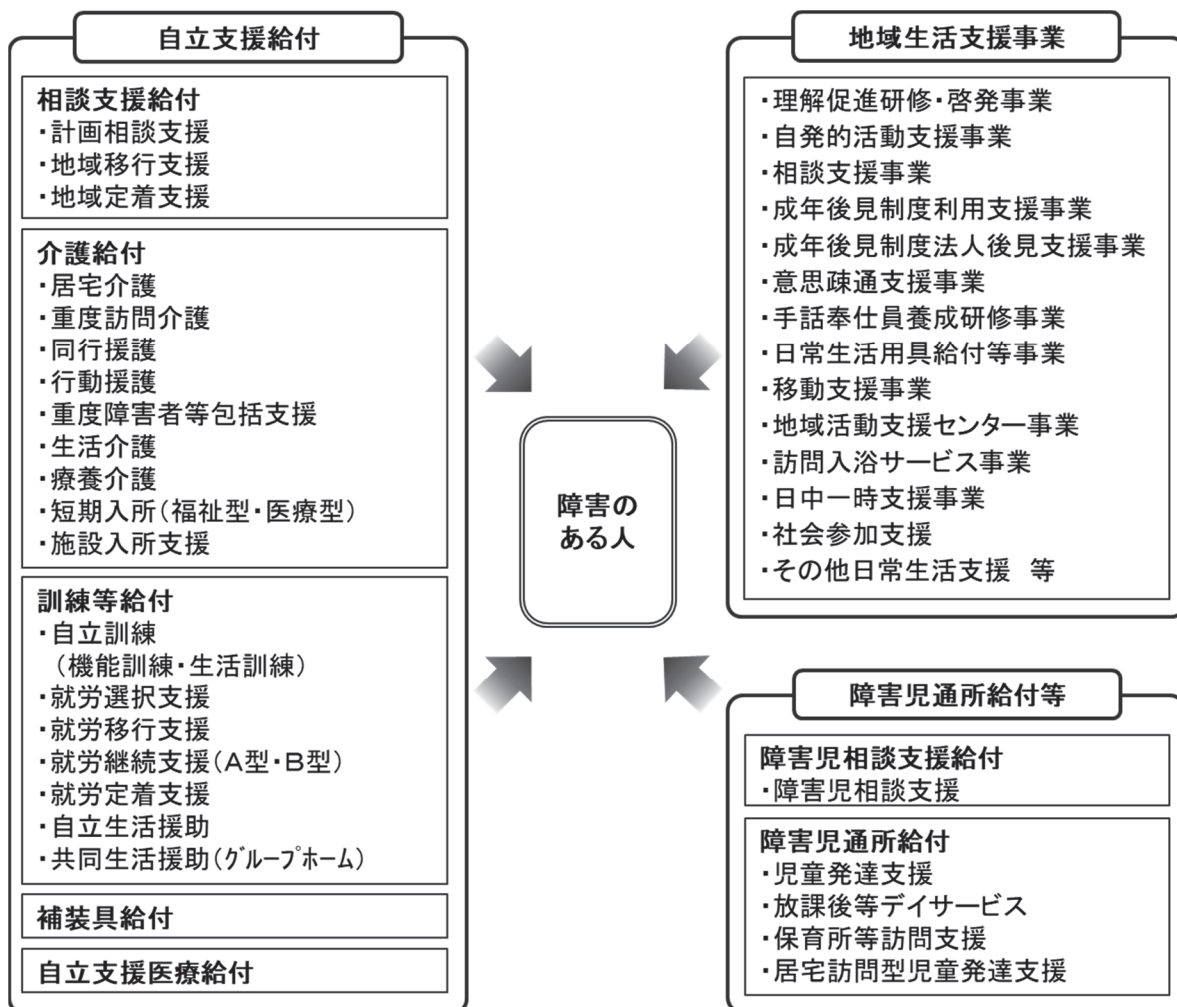
障害者総合支援法に基づくサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての自立支援給付と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業に大別されます。また、自立支援給付の介護給付には、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「生活介護」「療養介護」「短期入所」「施設入所支援」、訓練等給付には、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労選択支援」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」があり、障害福祉サービスはこれら16のサービスの総称です。障害福祉サービスは、18歳から64歳までの障害のある人に適用されるのはもちろんですが、「居宅介護」「短期入所」などの介護給付の一部や「就労移行支援」などの訓練等給付は、18歳未満にも適用されます。また、「同行援護」などの障害福祉サービス固有のものは、65歳以上の人にも適用されます。なお、要介護認定者には、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は介護保険サービスが適用されますが、「施設入所支援」など65歳に至るまで相当の期間にわたり障害福祉サービスを利用している場合などは、65歳以上も引き続き適用されます。

児童福祉法には、障害児通所給付として、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」の4つのサービス、障害児入所給付として、「福祉型」と「医療型」があり、原則として、18歳未満に適用されます。なお、障害児入所給付は、都道府県が実施します。

図表 4-5 サービスの適用年齢区分



図表4-6 市町村障害福祉サービス等・障害児通所支援等の体系図



6 障害福祉サービス等

I 訪問系サービス

利用者のニーズに応じて、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を提供するサービス）の確保とサービスの向上に努めます。

| サービス名 | 内 容 |
|------------|---|
| 居宅介護 | 障害のある人に対し、居宅において、入浴、排せつ、食事、通院などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のため、常時介護を必要とする人に対し、居宅や入院時において、長時間にわたり生活全般の介護や移動中の介護を総合的に行うサービスです。 |
| 同行援護 | 視覚障害により、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護などの援助を行うサービスです。 |
| 行動援護 | 自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかんなどにより重度の知的障害のある人や統合失調症などにより重度の精神障害のある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障害に対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護や移動中の介護を行うサービスです。 |
| 重度障害者等包括支援 | 常時介護を要する障害のある人で、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に行うサービスであり、緊急のニーズにも臨機応変に対応することのできるサービスです。 |

① 第6期計画と実績

訪問系サービスの利用実績は居宅介護のみで、その利用者数、利用延時間数とも減少しています。

図表4-7 訪問系サービスの第6期計画と実績

| 区 分 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------------------------------|--------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 居宅介護 重度訪問 介護 | 利用者数(人/月) | 5 | 10 | 5 | 7 | 5 | 5 |
| 同行援護 行動援護 重度障害者 等包括支援 | 利用延時間数(時間/月) | 30 | 40 | 30 | 29 | 30 | 21 |

② 第7期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、居宅介護の利用を見込むとともに、障害のある人の重度化等への支援の観点から、重度訪問介護の利用も見込むものとします。なお、同行援護や行動援護、重度障害者等包括支援は、町内に提供事業所がなく、これまでも利用実績がないため、見込みを示しません。

図表4-8 訪問系サービスの見込量

| 区 分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|--------------|-------|-------|-------|
| 居宅介護 | 利用者数(人/月) | 5 | 5 | 5 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 30 | 30 | 30 |
| 重度訪問 介護 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 1 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 0 | 0 | 100 |

③ 見込量の確保策

居宅介護と重度訪問介護は町内に1カ所（令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、いずれも既存の事業所により確保できる見込みですが、必要に応じて、人材の確保を図ります。

Ⅱ 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所等を提供するサービス）の確保とサービスの向上に努めます。

(1) 生活介護

常時介護を必要とする障害支援区分が一定以上の障害のある人に対し、主として昼間に、障害者支援施設や生活介護事業所において、入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。このサービスは、施設入所者も利用できます。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、ほぼ計画どおり推移しています。

図表4-9 生活介護の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 16 | 18 | 16 | 17 | 16 | 16 |
| 利用延日数（日／月） | 340 | 347 | 340 | 346 | 340 | 324 |

② 第7期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-10 生活介護の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | 16 | 16 | 16 |
| 利用延日数（日／月） | 340 | 340 | 340 |

③ 見込量の確保策

町内に1カ所（令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、既存の事業所により確保できる見込みです。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練には、機能訓練と生活訓練の2種類のサービスがあります。

機能訓練は、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションが必要な障害のある人、また、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションが必要な障害のある人に対し、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持、回復などのための訓練を行うサービスです。

生活訓練は、病院や施設を退院、退所した人、また、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションが必要な障害のある人に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上などのための訓練を行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用を見込んでいませんでしたが、生活訓練の利用実績がありました。

図表4-11 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の第6期計画と実績

| 区 分 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------|------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 機能訓練 | 利用者数（人／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用延日数（日／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生活訓練 | 利用者数（人／月） | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 利用延日数（日／月） | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 8 |

② 第7期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-12 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の見込量

| 区 分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------|------------|-------|-------|-------|
| 機能訓練 | 利用者数（人／月） | 0 | 0 | 1 |
| | 利用延日数（日／月） | 0 | 0 | 10 |
| 生活訓練 | 利用者数（人／月） | 0 | 0 | 1 |
| | 利用延日数（日／月） | 0 | 0 | 10 |

③ 見込量の確保策

町内に提供事業所がないため、町外の事業所の利用の確保に努めます。

(3) 就労選択支援

障害のある人が就労先や働き方などについてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、就労の希望と能力、適性等に合った選択の支援を行うもので、令和7年度から開始される予定のサービスです。

① 第7期の見込量

就労を促進する観点から、次のとおり見込みます。

図表4-13 就労選択支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | - | 1 | 1 |

② 見込量の確保策

令和7年度から開始される予定であることから、事業の周知等を図って参入を促進し、見込量の確保に努めます。また、ハローワークや相談支援事業所などの関係機関等との連携により、就労選択支援の利用促進を図ります。

(4) 就労移行支援

一般就労を希望する障害のある人に対し、生産活動やその他の活動の機会を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用を見込んでいましたが、利用実績はありませんでした。

図表4-14 就労移行支援の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 利用延日数(日/月) | 30 | 0 | 30 | 0 | 30 | 0 |

② 第7期の見込量

令和3年度から令和5年度までは利用がありませんでしたが、成果目標において就労移行支援からの一般就労を目標としていることから、次のとおり見込みます。

図表4-15 就労移行支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 1 | 1 | 1 |
| 利用延日数(日/月) | 15 | 15 | 15 |

③ 見込量の確保策

町内に提供事業所がないため、町外の事業所の利用の確保に努めます。

(5) 就労継続支援（A型）

一般企業による雇用等が困難な障害のある人に対し、雇用契約などに基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数が増えたことにより、利用延日数も計画を上回っています。

図表4-16 就労継続支援（A型）の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| 利用延日数（日／月） | 22 | 22 | 22 | 45 | 22 | 44 |

② 第7期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-17 就労継続支援（A型）の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | 2 | 2 | 2 |
| 利用延日数（日／月） | 46 | 46 | 46 |

③ 見込量の確保策

町内に提供事業所はありませんが、現在の町外の利用事業所により確保できる見込みです。

(6) 就労継続支援（B型）

一般企業による雇用等が困難な障害のある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、計画を下回って推移しています。

図表4-18 就労継続支援（B型）の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 8 | 7 | 9 | 8 | 10 | 8 |
| 利用延日数（日／月） | 148 | 126 | 167 | 126 | 186 | 150 |

② 第7期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-19 就労継続支援（B型）の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | 8 | 8 | 8 |
| 利用延日数（日／月） | 150 | 150 | 150 |

③ 見込量の確保策

町内に提供事業所はありませんが、現在の町外の利用事業所により確保できる見込みです。

(7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般企業に雇用された障害のある人に対し、一般就労に伴う生活の課題に対応できるよう、一般企業との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数は、ほぼ計画どおり推移しています。

図表4-20 就労定着支援の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 |

② 第7期の見込量

成果目標の達成に向け、利用促進を図ることとし、次のとおり見込みます。

図表4-21 就労定着支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 1 | 1 | 2 |

③ 見込量の確保策

町内に提供事業所はありませんが、現在の町外の利用事業所により確保できる見込みです。

(8) 療養介護

医療を必要とする障害のある人であって常時介護を要する人に対し、主として昼間に、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活の世話を医療機関で行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数は、計画どおり推移しています。

図表4-22 療養介護の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

② 第7期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-23 療養介護の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 1 | 1 | 1 |

③ 見込量の確保策

町内に提供事業所はありませんが、現在の町外の利用事業所により確保できる見込みです。

(9) 短期入所（ショートステイ）

短期入所（ショートステイ）は、居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、障害のある人が施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスで、「福祉型」と「医療型」の2種類があります。

① 第6期計画と実績

「福祉型」「医療型」とも利用者数は、計画どおり推移しています。

図表4-24 短期入所（ショートステイ）の第6期計画と実績

| 区 分 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----|------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 福祉型 | 利用者数（人／月） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用延日数（日／月） | 18 | 5 | 18 | 12 | 18 | 13 |
| 医療型 | 利用者数（人／月） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用延日数（日／月） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

② 第7期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-25 短期入所（ショートステイ）の見込量

| 区 分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----|------------|-------|-------|-------|
| 福祉型 | 利用者数（人／月） | 1 | 1 | 1 |
| | 利用延日数（日／月） | 13 | 13 | 13 |
| 医療型 | 利用者数（人／月） | 1 | 1 | 1 |
| | 利用延日数（日／月） | 2 | 2 | 2 |

③ 見込量の確保策

町内に2カ所（令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、既存の利用事業所により確保できる見込みです。

Ⅲ 居住系サービス

利用者にとって、真に必要な施設入所支援のサービスの確保を図るとともに、地域における居住の場である共同生活援助（グループホーム）やひとり暮らしを支援する自立生活援助のサービスを確保することにより、施設入所や入院からの地域生活への移行や継続を支援します。

(1) 自立生活援助

施設入所や入院、グループホームの利用を経て、ひとり暮らしを希望する知的障害のある人や精神障害のある人などに対し、地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など一定期間にわたり行うサービスです。

① 第6期計画と実績

平成30年度のサービス開始以降、利用実績はありません。

図表4-26 自立生活援助の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

② 第7期の見込量

施設入所や入院から地域生活に移行する人の利用を勘案し、次のとおり見込みます。

図表4-27 自立生活援助の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | 0 | 0 | 1 |

③ 見込量の確保策

町内に提供事業所がないため、町外の事業所の利用の確保に努めます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

障害のある人に対し、主として夜間に共同生活を営む居宅において日常生活上の援助を行うサービスです。なお、昼間は、日中活動系サービス等を利用します。

① 第6期計画と実績

利用者数は、計画を上回って推移しています。

図表4-28 共同生活援助（グループホーム）の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 8 | 10 | 8 | 11 | 9 | 12 |

② 第7期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-29 共同生活援助（グループホーム）の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | 13 | 14 | 15 |

③ 見込量の確保策

町内に提供事業所がないため、町外の事業所の確保に努めるとともに、新規事業者の参入を促進します。

(3) 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。なお、昼間は、日中活動系の一部のサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）を利用します。

① 第6期計画と実績

利用者数は、計画どおり推移しています。

図表4-30 施設入所支援の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 11 | 11 | 11 | 10 | 10 | 10 |

② 第7期の見込量

国が示す基本指針において、令和4年度末の施設入所者数を令和8年度末までに5%以上削減するとしていますが、設楽町においては、令和8年度末の施設入所者数10人の現状維持を見込みます。

図表4-31 施設入所支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | 10 | 10 | 10 |

③ 見込量の確保策

町内に1カ所（令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、既存の利用事業所により確保できる見込みです。

(4) 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実のため、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討するものです。

設楽町では、これまで、東三河北部圏域の市町村（新城市、東栄町、豊根村）と地域生活支援拠点等の機能を確保（面的整備を推進）しつつ、充実に向け、毎年度、設楽町障害者自立支援協議会または東三河北部障害保健福祉圏域会議において運用状況を検証、検討しています。

引き続き、東三河北部圏域において地域生活支援拠点等の機能を確保し、その充実に向け、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、毎年度、設楽町障害者自立支援協議会や東三河北部障害保健福祉圏域会議において運用状況を検証、検討します。

IV 相談支援

基幹相談支援センターを通じて、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な助言や指導、情報の収集や提供等を行い、相談支援の質の向上に努めます。

(1) 相談支援

障害のある人の相談支援には、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」があります。

「計画相談支援」は障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成や見直し、「地域移行支援」は入所している障害のある人や入院している精神障害のある人が地域生活に移行するための相談、「地域定着支援」は施設・病院から退所・退院し、地域生活が不安定な障害のある人に対して常時の連絡体制や緊急時の相談の支援等を行うサービスです。

① 第6期計画と実績

計画相談支援の利用者数はほぼ計画どおり推移していますが、地域移行支援と地域定着支援の利用はありませんでした。

図表4-32 相談支援の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 計画相談支援利用者数（人／月） | 9 | 9 | 9 | 8 | 9 | 7 |
| 地域移行支援利用者数（人／月） | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 地域定着支援利用者数（人／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

② 第7期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、計画相談支援は、次のとおり見込み、地域移行支援と地域定着支援は、施設の入所者や病院の入院者の地域生活への移行により、若干数を見込みます。

図表4-33 相談支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援利用者数（人／月） | 8 | 8 | 8 |
| 地域移行支援利用者数（人／月） | 0 | 0 | 1 |
| 地域定着支援利用者数（人／月） | 0 | 0 | 1 |

③ 見込量の確保策

町内に2カ所（令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、既存の利用事業所により確保できる見込みです。

(2) 基幹相談支援センターの設置

総合的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化を図るものです。

設楽町では、基幹相談支援センターを設置し、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化等に取り組んでいます。

引き続き、基幹相談支援センターを設置し、主任相談支援専門員を1人配置します。また、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化等に向け、相談支援事業所との連携を強化し、必要に応じて、個別事例における専門的な助言や指導、支援内容の検証等に努めます。

(3) 地域のサービス基盤の開発・改善

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制を確保するものです。

設楽町では、相談支援事業所等の参画のもと、障害者自立支援協議会を年2回程度、相談員部会を年6回程度開催しています。こうした機会を通じて、地域の関係機関等と連携を図り、障害のある人を支えるネットワークの構築に努めています。

引き続き、障害者自立支援協議会を年2回程度、相談員部会を年6回程度開催し、地域の関係機関等と連携を図り、必要に応じて、事例の検討などを含め、地域サービス基盤の開発・改善等に努めます。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するものです。

設楽町では、これまで、精神障害のある人の地域移行や地域生活の支援について、必要に応じて、障害者自立支援協議会において協議しています。

引き続き、必要に応じて（令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）：0人）、障害者自立支援協議会において協議します。

V 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を通じて障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加を通じて障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

設楽町では、愛知県等が実施する研修等に毎年度参加し、障害者自立支援協議会等を通じてサービス提供事業者等との情報共有を図っています。

引き続き、愛知県等が実施する研修等に毎年度参加し、障害者自立支援協議会等を通じてサービス提供事業者等との情報共有に努めます。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、活用し、サービス提供事業者等と情報共有を図る体制を構築することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

設楽町では、毎年度、障害者自立支援協議会等を通じてサービス提供事業者等と障害福祉サービス等の提供状況等の情報共有を図っています。

引き続き、毎年度、障害者自立支援協議会等を通じてサービス提供事業者等との情報共有に努めます。

7 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活をおくることができるよう、地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施するものです。地域生活支援事業には、「必須事業」と市町村の判断により実施する「任意事業」があります。

地域生活支援事業を実施するにあたっては、効率性、効果性の観点から、真に必要なサービスの見直しなどを図るとともに、サービス利用に際しては、利用者負担など、公平性の確保に努めます。

I 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対し、幅広く障害や障害のある人への理解を深めるため、広報活動等を行う事業です。

広報したらやホームページ、「障害者週間」や「発達障害啓発週間」などの行事等を通じ、障害の特性や障害のある人に対する理解と配慮について啓発を図るとともに、ヘルプマークなど障害のある人に関するマークに対する正しい理解の周知に努めるなど、啓発・広報活動等の実施に取り組みます。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域の住民などによる交流活動などの自発的な取り組みを支援する事業です。

障害のある人の交流などを推進する自発的な団体活動に対し、引き続き、必要に応じて、支援します。

(3) 相談支援事業

障害のある人やその介助者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利の擁護のため、引き続き、次の事業に取り組みます。

○障害者相談支援事業

引き続き、2カ所の相談支援事業所に委託し、障害のある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための必要な援助に努めます。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターに専門的職員を配置し、相談支援事業所などに対する専門的な指導や助言、情報の収集や提供、人材育成の支援、地域のさまざまな関係機関との連携強化、地域移行、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みなどに努めます。

○住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などを行う事業です。支援のあり方等について検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害や精神障害のある人に対し、申し立てに要する費用など、制度を利用する際に必要な経費の一部を助成する事業です。

① 第6期計画と実績

利用実績は1件の見込みです。

図表4-34 成年後見制度利用支援事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/年) | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |

② 第7期の見込量

成年後見制度の利用の促進に関する法律を踏まえ、社会的に孤立しがちな知的障害や精神障害のある人に対し、成年後見制度の積極的な活用を促進することとし、次のとおり見込みます。

図表4-35 成年後見制度利用支援事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/年) | 1 | 2 | 3 |

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見などの業務を適正に行う法人を確保するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の支援を行う事業です。

引き続き、支援のあり方等について検討します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚障害などのため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に対し、手話通訳者や要約筆記者などの派遣を行うとともに、手話通訳者を設置する事業です。

設楽町では、これまで派遣実績はなく、令和6年度から令和8年度までの派遣の見込みもありません。また、手話通訳者も町役場等に配置していません。事業の周知を図り、必要に応じて、手話通訳者や要約筆記者などの確保に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を実施する事業です。

ニーズの把握に努め、必要に応じて事業の実施を検討します。

(8) 日常生活用具給付等事業

「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類の日常生活用具を給付等する事業です。

① 第6期計画と実績

排泄管理支援用具が計画を上回っている以外は、計画を下回って推移しています。

図表4-36 日常生活用具給付等事業の第6期計画と実績 (件/年)

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 介護・訓練支援用具 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 自立生活支援用具 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 在宅療養等支援用具 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 排泄管理支援用具 | 144 | 177 | 145 | 173 | 146 | 129 |
| 居宅生活動作補助用具 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

② 第7期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-37 日常生活用具給付等事業の見込量 (件/年)

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 介護・訓練支援用具 | 1 | 1 | 1 |
| 自立生活支援用具 | 1 | 1 | 1 |
| 在宅療養等支援用具 | 1 | 1 | 1 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 1 | 1 | 1 |
| 排泄管理支援用具 | 150 | 150 | 150 |
| 居宅生活動作補助用具 | 1 | 1 | 1 |

(9) 移動支援事業

屋外における移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などに参加するため、外出時の移動を支援する事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数は計画を下回り、利用延時間数は計画を上回って推移しています。

図表4-38 移動支援事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／年） | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 利用延時間数（時間／年） | 22 | 22 | 22 | 28 | 22 | 30 |

② 第7期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-39 移動支援事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／年） | 1 | 1 | 1 |
| 利用延時間数（時間／年） | 30 | 30 | 30 |

③ 見込量の確保策

町内に提供事業所はありませんが、現在の町外の利用事業所により確保できる見込みです。

(10) 地域活動支援センター事業

障害のある人に対し、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業で、町が運営しています。

① 第6期計画と実績

利用者数は、計画を下回って推移しています。

図表4-40 地域活動支援センター事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 事業所数（カ所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 利用者数（人／年） | 8 | 4 | 8 | 4 | 8 | 5 |

② 第7期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-41 地域活動支援センター事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 事業所数（カ所） | 1 | 1 | 1 |
| 利用者数（人／年） | 5 | 5 | 5 |

③ 見込量の確保策

利用者家族の高齢化やセンター職員の人材確保等の課題を踏まえ、町内外の事業所による日中活動系サービスの利用とともに、現在の利用を確保しつつ、事業の見直しに取り組みます。

Ⅱ 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

重度の身体障害のある人の居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業です。

設楽町では、これまで町単独事業として町外の事業所の利用により訪問入浴サービスを実施してきましたが、任意事業としての実施を検討し、提供体制の確保を図ります。

(2) 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供する事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数は、計画を上回って推移しています。

図表4-42 日中一時支援事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／年） | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 3 |

② 第7期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえるとともに、介助者のレスパイトの観点から、次のとおり見込みます。

図表4-43 日中一時支援事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／年） | 3 | 3 | 3 |

③ 見込量の確保策

令和5年度中に町内名倉地域に事業所が開設されたため、町内外の事業所により確保できる見込みです。

(3) 社会参加支援

障害のある人の社会参加を促進するため、引き続き、次の事業を実施します。

○自動車改造費助成事業

就労などの社会参加のため、身体障害や知的障害のある人が自らが所有する自動車を運転しやすいように改造するために必要な費用の一部を助成するものです。

① 第6期計画と実績

利用件数は、計画を下回っています。

図表4-44 自動車改造費助成事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用件数（件／年） | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |

② 第7期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-45 自動車改造費助成事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用件数（件／年） | 1 | 1 | 1 |

8 障害児通所支援等

I 障害児通所支援

利用者のニーズに応じて、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を提供するサービス）の確保とサービスの向上に努めます。

| サービス名 | 内 容 |
|-----------------|---|
| 児童発達支援 | 集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。なお、令和6年度から、肢体不自由の児童に対して提供されていた医療型児童発達支援と一元化されます。 |
| 放課後等 デイサービス | 就学している障害のある児童に、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。 |
| 保育所等 訪問支援 | 訪問支援員が障害のある児童が通う保育園などを訪問し、障害のある児童が集団生活において他の児童と適応するための専門的な助言等を行うサービスです。 |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 重度の障害などのために外出が著しく困難な障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行うサービスです。 |

① 第2期計画と実績

障害児通所支援の利用実績は、放課後等デイサービスの利用延日数が計画を上回って推移しているほか、児童発達支援が利用を見込んでいませんでしたが、利用実績がありました。なお、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援は、利用を見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

図表4-46 障害児通所支援の第2期計画と実績

| 区 分 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------------------|------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 児童発達 支援 | 利用児数（人／月） | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 利用延日数（日／月） | 0 | 0 | 0 | 11 | 0 | 0 |
| 放課後等 デイサー ビス | 利用児数（人／月） | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 |
| | 利用延日数（日／月） | 5 | 12 | 5 | 18 | 5 | 7 |

② 第3期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、放課後等デイサービスの利用を見込むとともに、障害や発達に心配のある子の早期発見・早期支援の観点から、児童発達支援の利用も見込むものとします。なお、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援は、町内に提供事業所がなく、これまでも利用実績がないため、見込みを示しません。

図表4-47 障害児通所支援の見込量

| 区 分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|------------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援 | 利用児数(人/月) | 0 | 0 | 1 |
| | 利用延日数(日/月) | 0 | 0 | 10 |
| 放課後等デイサービス | 利用児数(人/月) | 2 | 2 | 2 |
| | 利用延日数(日/月) | 20 | 20 | 20 |

③ 見込量の確保策

いずれのサービスも町内に提供事業所はありませんが、町外の既存の事業所により確保できる見込みです。

Ⅱ 障害児相談支援等

(1) 障害児相談支援

障害のある児童が障害児通所支援を利用する際に利用計画を作成し、利用開始以降、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行うサービスです。基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成や個別事例における専門的な助言、指導を行い、相談支援の質の向上に努めます。

① 第2期計画と実績

利用児数は、計画を上回って推移しています。

図表4-48 障害児相談支援の第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数（人／月） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

② 第3期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-49 障害児相談支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用児数（人／月） | 1 | 1 | 1 |

③ 見込量の確保策

町内に2カ所（令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、既存の利用事業所により確保できる見込みです。

(2) 医療的ケア児支援コーディネーター

医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築に向け、多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置するものです。

① 第2期計画と実績

令和2年度から町内のコーディネーターは2人となり、令和3年度から3人体制となっています。

図表4-50 医療的ケア児支援コーディネーターの第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 配置人数（人／年） | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 3 |

② 第3期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-51 医療的ケア児支援コーディネーターの見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 配置人数（人／年） | 3 | 3 | 3 |

Ⅲ 障害のある児童の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援事業等の利用を希望する障害のある児童が、適切な支援等を受けられるよう、保育園と放課後児童健全育成事業における体制の整備に努めます。

(1) 保育園

保育園は、就学前の児童のうち、保護者が就労等のために家庭で保育できない児童を、保護者に代わって保育する施設で、障害のある児童の受け入れも行っていきます。

設楽町では、4園運営していますが、これまで障害のあるなしに関わらず保育を行っています。引き続き、必要に応じて、保育士等の確保を図り、適切な保育に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供する事業で、障害のある児童の支援も行っていきます。

① 第2期計画と実績

利用児数は、計画を下回って推移しています。

図表4-52 放課後児童健全育成事業の第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数（人／月） | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 |

② 第3期の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-53 放課後児童健全育成事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用児数（人／月） | 1 | 1 | 1 |

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 総合的な推進体制

障害者施策を総合的かつ計画的に推進等するため、設楽町では、「設楽町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」（以下「策定委員会」といいます。）を設置しています。策定委員会は、設楽町の障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について審議等するものですが、その過程において、障害福祉サービス等の評価等を含め、障害者施策の推進について幅広く検討を行っています。そのため、障害者自立支援協議会と同じ構成とし、幅広い意見の聴取に努めています。

第3次設楽町障害者計画の推進にあたっては、必要に応じて、障害者自立支援協議会に障害者施策の進捗状況を報告等するとともに、関係部署との連携、町民との協働により、障害者施策の一層の推進を図ります。

(2) 関係機関との連携支援体制

関係機関との緊密な連携を図るため、設楽町では、障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、障害者自立支援協議会を設置しています。障害者自立支援協議会は、福祉、医療・保健、教育、就労などの分野の支援者や関係機関等の代表者などにより構成し、連携の緊密化を図り、障害のある人の支援やその体制の整備について協議しています。

第7期設楽町障害福祉計画・第3期設楽町障害児福祉計画の推進にあたっては、引き続き、障害者自立支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障害のある人の支援やその体制の整備を図ります。

なお、障害のある人に対する虐待の防止に向けては、今後、権利擁護専門部会を設置し、関係機関などからなるネットワークの構築に取り組むとともに、必要に応じて、ケース会議を開催するなど、連携して取り組みます。

2 進捗管理

(1) 進捗の把握と検証、評価

第3次設楽町障害者計画の進捗状況については、必要に応じて、障害者自立支援協議会に報告等するとともに、関係部局や関係機関、町民とも進捗情報を共有しつつ、設楽町における障害者施策の推進を図ります。

また、第7期設楽町障害福祉計画・第3期設楽町障害児福祉計画に示す成果目標の達成に向けては、定期的に進捗を把握し、検証、評価に努め、必要に応じて、障害者自立支援協議会において意見を聴取等します。なお、活動指標（障害福祉サービス等と障害児通所支援等の見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。

(2) 計画や方策の見直し

経済や社会の情勢の変化、国の障害者施策や関連施策の動向などのほか、第7期設楽町障害福祉計画・第3期設楽町障害児福祉計画に示した成果目標の検証、評価の結果、その結果についての障害者自立支援協議会における協議を踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行うなど、適切で効果的な施策展開に努めます。

参考資料

1 計画策定の経過

| 年 月 | 内 容 |
|------------|---|
| 令和6年 | |
| 1月23日 | <p>第1回設楽町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会並びに設楽町障害者自立支援協議会（全体会）</p> <p>○設楽町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実施状況について ・第3次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について |
| 2月5日～2月16日 | <p>パブリックコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）について |
| 2月27日 | <p>第2回設楽町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会並びに設楽町障害者自立支援協議会（全体会）</p> <p>○設楽町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）のパブリックコメント実施結果について ・第3次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について |

2 設楽町障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会

(1) 設楽町障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年9月29日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 本町における障害者保健福祉の円滑な実施を図り、障害保健福祉サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、障害者の保健福祉をめぐる情勢の変化を踏まえ、設楽町障害者計画及び障害者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、設楽町障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者保健福祉サービスの分析及び評価に関すること。
- (2) 障害者福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者計画の見直しに関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、計画を策定するために必要な事項

(委員会)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、15人以内の委員をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 町民団体関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選とし、委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長の指名する者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

(2) 設楽町障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会委員
(設楽町障害者自立支援協議会委員)

【委員数】 10人

【任 期】 令和4年10月1日～令和6年9月30日

| 区 分 | | 所属団体・職名等 | 氏 名 |
|-----|--------|----------------------------------|--------|
| 1 | 委 員 長 | 設楽町身体障害者福祉協会会長 身体障害者相談員 | 高井 公夫 |
| 2 | 副委員長 | 設楽町社会福祉協議会事務局長 設楽町相談支援事業所管理者 | 山崎 章生 |
| 3 | 委 員 | 医師 | 伊藤 幸義 |
| 4 | 委 員 | 歯科医師 | 伊藤 和志 |
| 5 | 委 員 | キラリンと一ぷ所長 | 伊藤 美香 |
| 6 | 委 員 | 設楽町民生委員協議会会長 | 後藤 義男 |
| 7 | 委 員 | 設楽町保育協会会長 | 後藤 幸代 |
| 8 | 委 員 | 生活サポートセンター名倉管理者 | 宇都宮 朋子 |
| 9 | 委 員 | 設楽町教育委員会教育課長 | 遠山 雅浩 |
| 10 | 委 員 | したら保健福祉センター所長 設楽町地域活動支援センター所長 | 依田 佳久 |
| 11 | アドバイザー | 東三河北部圏域地域アドバイザー | 渡辺 竜夫 |

※敬称略

第3次設楽町障害者計画・
第7期設楽町障害福祉計画・
第3期設楽町障害児福祉計画

発行年月 令和6年3月
発行者 設楽町
〒441-2301
愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地
TEL 0536-62-0519
FAX 0536-62-1458
Email chomin@town.shitara.lg.jp
